

建設常任委員会会議録			
日 時	令和7年 9月18日 (木)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時02分
場 所	第1委員会室		
議 題	付託案件		
出席委員	前田委員長、面野副委員長、高野・白濱・秋元・中鉢各委員		
説明員	水道局長、建設部長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、高野委員、中鉢委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。

「北海道新幹線札幌延伸開業の遅れに伴うアクションプラン等の取組スケジュールの変更について」

○（建設）新幹線・まちづくり推進室橋主幹

北海道新幹線札幌延伸開業の遅れに伴うアクションプラン等の取組スケジュールの変更について、資料に基づき御報告いたします。

まず、「1. 経緯」ですが、新幹線の開業に向けて官民連携組織の北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会にて、おたる新幹線まちづくりアクションプランと新小樽（仮称）駅利用促進戦略を策定し、取組を進めてまいりました。それぞれの概要等については、上の表に記載のとおりとなっております。

その下のとおり、新幹線の完成・開業が遅れ、現時点では2038年度以降になるという見通しが示されたことにより、これらの取組の多くを延期せざるを得ない状況になるとともに、2030年度以降の人口減少や技術の発展といった社会情勢を見据えた取組に見直す必要があることから、右のとおりスケジュールと内容の両面で変更が必要になりました。

「2. 変更手続き」としては、現時点では取組内容の見直しのために必要となる社会情勢の将来予測が困難であることから段階的に変更を行うこととし、第1段階で取組スケジュールの変更を行い、第2段階で取組内容の変更を行うことといたします。

「3. 協議状況」ですが、新幹線の開業延期の見通しが示された本年3月以降、北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会において変更に向けた今後の進め方等について協議を行いました。

「4. 今後の予定」ですが、第1段階のスケジュールの変更について、今年度中に取組ごとのスケジュール変更方針を取りまとめる予定です。また、新幹線の完成・開業の遅れにより生じる時間を活用して、「新駅周辺の魅力を高める土地利活用のあり方」に関する可能性を含めた検討を来年度にかけて進めていく予定です。

今後、協議会、専門部会、戦略会議を開催し、議論を進めてまいります。

○委員長

「令和7年度除排雪計画（案）について」

○（建設）維持課長

令和7年度除排雪計画（案）について御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

まず、「1. 除排雪路線の延長等」についてです。

（1）車道除雪計画路線は合計518キロメートル、（2）歩道除雪計画路線は合計114キロメートル、（3）排雪計画路線は合計270キロメートルとなっており、昨年度と比較して増減はありません。

次に、「2. 雪処理場等の開設」についてです。

（1）道路管理者及び市民が利用する雪処理場等につきましては、昨年度と同様に資料に記載する6か所の開設を予定しております。

なお、⑥銭函4丁目につきましては、⑤銭函浄水場の受入れが困難になった段階で開設していくこととしております。

（2）道路管理者のみが利用する雪堆積場につきましては、昨年度と同様に資料に記載する11か所の開設を予定

しております。

資料の2ページを御覧ください。

「3. 今冬の除排雪作業に係る主な取組」についてです。

(1) バス路線や主要通学路等を優先した除排雪作業の継続の主要通学路の安全確保につきましては、昨年度と同様に、小学校の3学期始業式に間に合うよう排雪作業を開始し、小学校周辺の主要な通学路の歩行空間の確保に努めたいと考えております。まちなかの暮らしと観光に配慮した除排雪につきましては、名称を一部変更しましたが、取組の内容は昨年度と同様に10路線、延長6,390メートルを位置づけし、第6ステーションの除雪機械による歩車道の作業を基本といたしますが、人力除雪班による中央通線、浅草線、堺町本通線の段差解消及び砂散布作業を行いたいと考えております。

次に、(2) 適正な除雪費執行への取組につきましては、適切な執行管理に引き続き取り組むとともに、ロードヒーティングの部分停止につきましては、今年度、新たに部分停止する具体的な場所は、現在検討中ではございますが、昨年度と同様に、砂散布による路面管理を行いながら交通の安全が保たれる範囲内で試行し、稼働面積を縮減することで電気代等のコスト縮減を図りたいと考えております。

次に、(3) 貸出ダンプ制度の運用につきましては、制度内容は昨年度と同様に実施し、期間は資料に記載の期間で実施する予定であります。

一部変更した点といたしまして、制度の市民への周知時期を例年より1か月早め、10月から周知を行い、制度を利用したい団体と積込登録業者との調整期間を長く設けることで、制度の利用促進を図りたいと考えております。

また、制度を利用したい団体等を支援するため、積込登録業者が見つからないなどの御相談があった際に、市から全ての積込登録業者に対して作業可否について照会を行いたいと考えております。

次に、(4) 今後の除排雪業務に係る主なスケジュール予定につきましては、資料に記載のとおりでございます。

次に、「4. 地域総合除雪業務における再委託要件の緩和について」です。

これまでの再委託要件は、歩道除雪並びに路面对策工の作業を除き、除雪機械運転手及び除雪機械における登録番号の他地域との重複はできないこととしていましたが、突発的な除雪機械の故障時のほか、大雪時の作業の遅れやインフルエンザ等の蔓延による運転手不足など、不測の事態に対応するため、市が特別の理由があると認め、これを承諾した場合は、他地域の共同企業体構成員の除雪業者に再委託ができるよう、要件を緩和したいと考えております。

最後に、「5. 「小樽市雪対策基本計画」にかかる具体的取組について」です。

現在、検討している二つの施策について記載しております。

(1) 中規模の雪堆積場の確保につきましては、銭函地区での新たな雪堆積場の確保に向けて取り組んでいる状況であります。

最後に、(2) 小型除雪機の購入等支援制度設計のため、町内会へ除雪機械貸出の試行を継続につきましては、今年度も新たな町内会で除雪機械貸出しの試行を行いたいと考えております。

○委員長

「第2次小樽市上下水道ビジョン」の進捗管理について」

○(水道)久保主幹

「第2次小樽市上下水道ビジョン」の進捗管理について報告いたします。

このビジョンは、「未来につなげよう、信頼される“おたるの上下水道”」を基本理念とし、中長期的な観点で効率的、効果的に事業を進め、将来にわたって持続可能な上下水道サービスの提供により、ライフラインとしての使命を果たすため、令和元年12月に計画期間を10年間として策定し、今年1月に中間見直しを行ったものです。

それでは、資料1、「第2次小樽市上下水道ビジョン」経営方針実現のための施策を御覧ください。

この資料は、施策の項目を体系的にお示ししたものであり、左側2列目から順に八つの経営方針、12の具体的施策、28の実現方策と続き、一番右側の列に令和6年度までの評価をアルファベットで記載しております。評価は5段階とし、一番下の欄外の記載のとおり、Aが前倒して順調に進んでいる、Bがほぼ計画どおり進んでいる、Cが若干遅れ気味である、Dが計画の達成は困難である、Eが計画の見直しを含めた再検討が必要としています。

現在までの評価としましては、28項目ある実現方策のうち、A評価が4項目、B評価が22項目、C評価が2項目であり、DとEの評価はありませんでした。この中から幾つかを抽出して説明いたします。

次に、資料2の「経営方針実現のための施策」総括表を御覧ください。

この表は資料1と重なる部分もありますが、左側から経営方針、具体的施策、実現方策、令和6年度末までの取組内容、評価、評価に至った理由、最後に今後の方向性の順に整理しています。

最初に1ページ一番上の欄を御覧ください。

実現方策No. 1、①信頼性の高い水質検査体制の維持ですが、この項目はA評価としました。

令和6年度末までの取組内容の欄にある表とグラフを御覧ください。

この項目は、成果指標を設定しています。具体的には更新した水質分析機器数を計画期間内に更新が必要な水質分析機器数で割った進捗率を成果指標としています。

表は各年度に更新した水質分析機器数について、上段が目標値を、下段が実績値をそれぞれ表しており、右から2番目には令和6年までの累計を、さらに一番右側に最終年度である令和10年度での目標値、この場合は25基を記載しております。また、グラフについては、折れ線グラフが進捗率の目標を、棒グラフが進捗率の実績をそれぞれの年度で表しております。

評価に至った理由につきましては、成果指標のとおり、令和6年度末の更新した水質分析機器の集計実績が目標を上回っていることに加え、取組項目の一つである、毎日検査用の自動水質計器導入が完了したことなどからA評価の、前倒して順調に進んでいるとしました。

今後の方向性としては、実現方策への取組として大きな問題がないことから、現状の取組を継続していきたいと考えています。

次に、実現方策No. 4、①下水道の接続促進ですが、この項目はB評価としました。

令和6年度末までの取組内容の欄を御覧ください。

水洗化の向上として、これまでに1,117世帯を対象に水洗化促進を行い、39件の水洗化、8件の貸付けを実施しております。また、事業計画区域内における未整備地区のうち、色内地区の5.48ヘクタールを含め、これまでに約7.8ヘクタールを新たに整備しております。

評価に至った理由につきましては、下水道の接続促進を実現するための全ての取組において、適切に実行していることからB評価の、ほぼ計画どおり進んでいるとしました。

今後の方向性としては、水洗化の向上に向けた周知・啓発などを行うとともに、未整備地区の整備についても積極的に検討を進め、適切な助言や指導を行い、整備率の向上に進めていきたいと考えています。

次に、実現方策No. 6、①適正な施設の維持管理ですが、この項目はA評価としました。

令和6年度末までの取組内容の欄にある表とグラフを御覧ください。

この項目も成果指標を設定しています。具体的には、清掃した配水池容量を計画期間内に清掃が必要な配水池容量で割った進捗率を成果指標としています。

表は各年度に清掃した配水池の容量について、目標と実績を記載し、右から2番目の欄に令和6年度までの累計を、さらに一番右側に最終年度である令和10年度までの目標値を、この場合は2万2,840立方メートルを記載しております。また、グラフについても、進捗率の目標と実績をそれぞれの年度で表しております。

評価に至った理由につきましては、成果指標のとおり、令和6年度末の清掃した配水池の集計実績が目標を上回

っていることに加え、施設管理情報の有効的な活用と情報の共有化についても適切に実行していることなどから、A評価の、前倒しして順調に進んでいるとしました。

今後の方向性としては、実現方策への取組として大きな問題がないことから、現状の取組を継続していきたいと考えています。

次に、実現方策No. 8、③災害に強い水道の構築ですが、この項目はC評価としました。

令和6年度末までの取組内容の欄にある表とグラフを御覧ください。

この項目も成果指標を設定しています。具体的には、耐震化した管路延長を計画期間内に耐震が必要な延長で割ったものと、耐震化施設数を計画期間内に耐震化が必要な施設数で割ったものの進捗率を成果指標としています。

表には、各年度に整備した管路延長と施設数について目標と実績を記載し、右から2番目の欄に令和6年度までの累計を、さらに一番右側に最終年度である令和10年度の目標値、この場合、耐震化する管路の延長は9.6キロメートル、耐震化する施設数5か所を記載しております。また、グラフについても進捗率の目標と実績をそれぞれの年度で表しております。

評価に至った理由につきましては、札幌市との緊急時連絡管情報伝達・応急訓練などに参加し、災害に対する意識の啓発に努めましたが、取組項目の一つである管路及び施設の耐震化率についてはグラフのとおり、いずれの年度も進捗率の実績が目標を下回っていることから、C評価としました。

今後の方向性としては、各種訓練に参加し、災害に対する意識の啓発を図るとともに、施設の老朽化に合わせた耐震化工事の継続や、耐震適合率の向上に向け、各種手法の検討を進めていきたいと考えております。

資料2の説明は以上ですが、この進捗管理については令和7年8月21日に開催しました学識経験者、経済団体、一般公募など、外部の委員から上下水道事業の健全な経営に向けての御意見をいただき、小樽市上下水道事業経営懇話会の場でも報告しております。その際には、下水道の経営分析を見ると、下水道使用料を上げてよいのではないかという印象を受けるや、市役所職員を志す若い人材が減っていると聞く、人材確保につながるよう大学生など若い世代に水道の大切さなどを理解してもらうための情報発信について次の上下水道ビジョンに盛り込んでもらいたいなどの提言を受けております。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第20号について」

「議案第21号について」

○（水道）サービス課長

議案第20号小樽市水道事業給水条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

今回の改正は、令和6年1月に発生した能登半島地震において、破損した配水管が復旧した後も、多数の住宅で私有財産である宅地内配管の復旧遅れや家庭内で水が使用できない状況が長期化しました。その要因として挙げられるのは、工事業者自身が被災し、また業者人員も不足し、復旧が遅れ、さらに条例において、当該地区の水道事業者が許可した工事業者以外は宅地内の工事施工を行えないこととなっていたため、工事業者の確保が困難な状況になったとされております。

これらの状況を受け、災害等非常時には当該地区以外の水道事業者が指定した工事業者等による宅地内の工事を可能にすべく、条例改正の要否について検討するよう国土交通省から通知がありました。

この通知を踏まえ、被災地における宅地内の給水装置工事が円滑に実施されるよう、小樽市においても災害、その他の非常時において、管理者が他の水道事業者が指定した給水工事業者が工事を行う必要があると認めるときは、これらの者が行うことができるよう、小樽市水道事業給水条例の一部を改正するものです。

引き続き、議案第21号小樽市下水道条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

今回の改正は、議案第20号でも説明しました、能登半島地震において多数の住宅で私有財産である排水設備等が破損しましたが、その復旧を担う工事業者自身も被災しており、復旧工事を行うことができる工事業者が不足する状況となったものですが、これを受け、災害等の非常事態の場合には当該市以外の公共下水道管理者が指定した工事業者等による工事を可能にすべく、標準下水道条例を改正するとの通知が国土交通省からありました。

この通知を踏まえ、被災地における排水設備等の工事が円滑に実施されるよう、小樽市においても災害、その他の非常時において、管理者が他の公共下水道管理者が指定した工事業者等が工事を行う必要があると認められるときは、これらの者が行うものができるよう、小樽市下水道条例の一部を改正するものです。

○委員長

「議案第24号について」

「議案第25号について」

○（建設）建築住宅課長

議案第24号工事請負変更契約について、公営住宅建替工事（塩谷B住宅）及び議案第25号工事請負変更契約、公営住宅建替機械設備工事（塩谷B住宅）について御説明いたします。

この2件につきましては、いずれも現在建設工事を進めている塩谷B住宅建て替えの建築工事と機械設備工事の工事請負代金額を変更するものであります。

公営住宅建替工事（塩谷B住宅）につきましては、今年3月末に阿部・近藤共同企業体と請負代金額9億5,700万円円で契約しておりますが、この金額を9億6,261万円に変更する契約を行うものであります。

同じく公営住宅建替機械設備工事（塩谷B住宅）につきましても、3月末に山吹・コマツダ共同企業体と請負代金額1億7,600万円円で契約しておりますが、この金額を1億8,078万5,000円に変更する契約を行うものであります。

変更の理由としましては、2件とも同じ理由になりますが、国が実施する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に伴い、市においても令和7年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについて、受注者の請求により、工事請負契約書第49条に基づき、新労務単価を適用した請負代金額に変更することができることとしております。

この2件の工事については、令和6年度の旧労務単価を適用して積算を行っており、この特例措置に従い、それぞれの受注者から請負代金額の変更について請求があったことから、変更契約を行うものであります。

○委員長

説明員の退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員退室）

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、みらい、公明党、立憲・市民連合、共産党の順といたします。

自民党。

○中鉢委員

◎「第2次小樽市上下水道ビジョン」の進捗管理について

まず、「第2次小樽市上下水道ビジョン」の進捗管理について質問させていただきたいと思います。

実現方策が全28項目のある中で、令和5年度より1項目がAからBに後退してしまったということですが、その中で気になった部分を質問させていただきたいと思います。

細かく見ますと、限られた予算の中でいろいろな取組を行いながら、やはりポイントは耐震化、設備、管路等の更新であるのだと思います。

この中のNo. 3、③給水装置などの適正管理ですが、無届工事という項目がございました。令和6年度は無届工事は2件となっておりますが、それがどのようなものだったのか、説明いただけますでしょうか。

○（水道）サービス課長

無届工事の2件ですが、同時期に同一の指定給水装置工事業者による建物新築に伴う工事用給水を届出済みと誤認したことによるものであります。

○中鉢委員

何か恣意的なものであるとか、悪質なものではないというのが理解できました。

次に、No. 4、①下水道の接続促進ですが、ここである於古発地区はどの辺りの地区を指すのか、お聞かせください。

○（水道）下水道事業課長

令和6年度に整備しました港町5番2号、新しい小樽市港湾管理事務所を含んだ周辺地区約2.07ヘクタールであります。

○中鉢委員

私は、最初は於古発川の上流とか、その辺りを少し考えていたものですから、河口部分の一番新しい港湾庁舎だというのを理解いたしました。

それで、下水道の未整備地区についてであります。どのような地域にあるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（水道）下水道事業課長

主な未整備地区といたしましては、家屋が存在しない山あいの地域である中央処理区勝納地区、平磯公園傾斜地の約7.9ヘクタール、銭函処理区銭函地区の小樽高等支援学校周辺の約1.2ヘクタール、蘭島処理区忍路地区の忍路中央小学校周辺の約7.8ヘクタールであります。

○中鉢委員

それらの地区は、今後、下水道の整備は進めていける方向にあるのか、お伺いしてもよろしいでしょうか。

○（水道）下水道事業課長

ただいま説明しました未整備地区につきましては、家屋が存在しない、あと山あいの地区でありますので、家屋の張りつき等がありました地域で要望がありましたら、整備を進めるような検討を進めてまいりたいと考えております。

○中鉢委員

市街化調整区域以外の整備可能な部分、また住民のニーズがあるところについてはほぼ応えておられるのを理解いたしました。

続きまして、No. 10、①適正な施設の維持管理で、水処理センターですが、昨年度は50件の修繕と書いてありました。

50件というと数字が一見多いと感じるのですが、どのような機器の修繕であるのか、お尋ねいたします。

○（水道）水処理センター所長

下水道全施設に約3,000点の機器がございまして、定期的に点検を行っておりますが、その結果、修繕が必要と判断されましたポンプやファン、ゲートなど50件を修繕しております。

○中鉢委員

そのような設備、機械はどれぐらいの数があるものの50件の修繕なのか、お尋ねいたします。

○（水道）水処理センター所長

全体で約3,000点ありまして、そのうちの50件が修理に該当したところであります。

○中鉢委員

私も50件という数字は一見多いかと思ったのですが、3,000点も機械設備があれば、50件の修繕は想定内の範囲なのかとは感じました。

そのほか組織体制の再構築も若返りが少しずつ図られていることから、Aでもよかったのではないかとも思ったりしますが、私が心配なのは、災害に強いことも大事なのですが、災害時の対応についてであります。

過去、私も質問させていただいて、浄水場が複数あって、市内でバックアップの体制があるなどという話も聞いておりましたが、水道が使用できなくなる災害として想定されるのは地震が主であると思うのです。水道が供給できないときは、それに付随して、例えば崖崩れであったり、道路が寸断されることも考えられるわけであります。

そのようないろいろな事象があった場合、小樽市のBCPも見てみたのですが、事業者との連携を強化するという程度の表現になっておりました。電気とガスは事業者任せにして、市として、道路と水道のライフラインの維持は至上命題であると思います。実際に、今回、そのようなときの対応についての法改正も行われたというのを先ほど御説明いただきましたけれども、重機やオペレーターが確保できるのかというのが不安に思うところであります。

そこで質問いたしますが、市内で水道が供給できなくなった場合、その原因もいろいろと考えられると思いますが、災害時の対応はどのような業者が行うことになっているのか、お尋ねいたします。

○（水道）久保主幹

災害時における配水管などの復旧工事は、小樽市では水道工事や給排水設備工事などを手がける工事業者で構成される小樽市管工事業協同組合が主体となり、開削など附帯工事を担う土木業者と共同で作業に当たるものと考えております。

○中鉢委員

その工事業者は、先ほど土木の業者という名前も出てきましたけれども、ほかのところでも対応に追われることも十分考えられるのではないかと思います。

また、災害時等における協定のようなものが必要ではと考えますが、どのような内容、仕組みになっているのか、お聞かせください。

○（水道）久保主幹

先ほど説明させていただきました小樽市管工事業協同組合とは、災害時等における上下水道の応急対策に関する協定書を交わしており、市から復旧作業などの応急業務の要請を受けた際は、他の業務に優先して協力するものとしております。

また、そのほかに北海道や公益社団法人日本水道協会とも災害時における相互応援に関する協定を結んでおり、市内事業者だけでは対応が難しい場合には、日本水道協会を通じ、他の自治体へ応援要請を依頼し対応するものとしております。

○中鉢委員

優先して水道事業に当たっていただく協定を結んでいるということですが、ただ、その事業者というのが、例えば道路とかの復旧の協定みたいなものも結んでいけば、もしもそういう協定があったとしてダブルで入っていれば、どちらの作業を優先するのかという部分があって、何かその辺りは明確に、この事業者はまず最優先に水道の事業に当たってくださいとか、逆に、道路については、この事業者が優先的に当たってくださいというものを定めたほうがいいのかとも思いますが、見解をお伺いできますでしょうか。

○（水道）久保主幹

災害のケースにもよっていろいろなパターンがあると思うのですが、管工事組合に附属している業者は、今、全部で13社あるのですが、その大部分が水道をメインにしております。開削するためには土木業者も応援しなければ

いけないのですが、線引きが難しいのかもしれませんが、一応、業種的には分けて作業でき、水道業者が開削工事等に引っ張られることは少ないのかと思っております。

また、説明を繰り返すことになるかもしれませんが、市内業者が不足した場合は公益社団法人日本水道協会を通して他の自治体からの応援要請はできますので、それに対応したいと考えております。

○中鉢委員

大規模な災害等もあって、なかなかほかの自治体から入ってこないという災害が起きなければいいと思いますが、日頃からの連携といいますか、その辺りはしっかり図っていただきたいと思います。

◎型枠（型紙）工法の舗装への取組について

続きまして、型紙工法、型押し工法の舗装への取組についてという質問をさせていただきたいと思います。

今回の質問は、来月、建設常任委員会で委員会視察を行う予定になっておりまして、その視察のテーマにもなっております。視察前にその要点を整理して行政側の考え方についてもお伺いしたいと思ひまして、質問させていただきます。

令和7年第2回定例会で、アスファルト舗装もですが、コンクリートの舗装について、推進すべきではないかという観点で質問いたしました。今回は違う舗装について質問であります。

まず、本市でアスファルト舗装、コンクリート舗装以外の手法の舗装を採用しているものはあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○（建設）建設課長

アスファルト舗装とコンクリート舗装以外の手法の舗装を採用しているかとの御質問でございますが、市道中央通線などで自然石やレンガなどを使ったインターロッキング舗装を採用しております。

○中鉢委員

市内において、お話しされましたインターロッキングや石畳とか、今、石畳風とか、石畳の洗い出し平板というものもあるようでございますが、そのような舗装をされている部分をよく見かけるのですけれども、その修復に、インターロッキングでありながら、ぽこっと穴が空いていて、そこをアスファルトの常温合材かと思われるもので一部分だけ修復されている箇所を見かけます。

インターロッキングの場所であれば、インターロッキングで修繕すると、石畳であれば石畳とするのが望ましいのかと思うのですけれども、なぜそのような修繕、修復ができていないのか、理由はどのようなものがあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○（建設）維持課長

補修についての御質問でございますが、本来であれば、インターロッキング舗装については周辺と同一のブロックによって復旧することが望ましいところでございますが、インターロッキングブロックの在庫も限られていることや、新たに調達する場合、一定の期間を要すること、また、損傷箇所は観光地の駐車場などの出入口であることが多く、通行止めが難しいところもありまして、舗装の復旧に基礎コンクリートの打設や養生などに時間を要することから、交通安全の確保や速やかな交通開放を考えたときに、迅速に補修が可能な常温合材を使用することが多い状況でございます。

○中鉢委員

想定していた答弁の中に、予算的な部分が含まれていなくてよかったと思ひました。やはりそういう技術的な部分であるというのを理解いたしました。

インターロッキングのよい点は、部分修復が容易であることが挙げられます。また、修復部分をアスファルトで舗装しているということは、そこで使ったブロックのスペアを本来であれば、修復用の同じタイルも用意してあったりすると、修復もスピーディに進むのかと思うのですが、多分インターロッキングのブロックも用意されていな

かったのか、用意したものがなくなったのか、先ほどあったような作業時間という部分があったのものなのかと思います。インターロッキングを採用にするに当たって、デザイン性を追ってインターロッキングの特性を十分理解されていなかったのかと思うところであります。

私もまちを歩いて美観を損ねていると思うのは、そのようなパッチワークの舗装と、市の所有の建物ではないと思うのですけれども、ビニールとチューブで建物の雨漏りの水をポリタンクにためているような様子を見ると、美観という部分を考えると、大変残念だと、根本からの対応ができないのかと思ってしまうところであります。

そこで、本市が採用しているインターロッキングの特徴、よい点、逆に悪い点などをどのように捉えているのか、お尋ねしたいと思います。

○（建設）建設課長

インターロッキングブロックの特徴、メリットといたしましては、アスファルト舗装やコンクリート舗装と違いまして、部分的な取替えが可能で、あと排水性がよく、水たまりができづらいことや、水道管などの地下埋設物の布設替えを行う際などに、撤去したブロックが再利用可能なこと。また、ブロックの種類や色が豊富でデザイン性に優れておりますことから、本市のような歴史的な町並みを有する都市においては、沿道の町並み景観との調和が図られることなどであると考えてございます。

また、デメリットといたしましては、重い車両が乗るなどした場合に割れたり欠けたりしやすいことや、部分的な沈下が起こりやすいこと。また、ブロックとブロックの隙間、目地と申しますが、そこから雑草が生えやすいなどであると考えてございます。

○中鉢委員

インターロッキングは昭和50年代から施工されるようになって、今は広く見られるようになりましたが、最近は減ってきているのかと思っております。

小樽市ではありませんけれども、そのブロックがぼろぼろになっているようなインターロッキングを見かけることもありますし、経年劣化で色があせていて、同じような色合いのものがなくて修繕できないという話も聞いたりすることがあるわけです。

次に、小樽市で一部採用している石畳や、多分、洗い出し平板も使っておられると思いますけれども、その特徴をどのように捉えているのか、お尋ねいたします。

○（建設）建設課長

石畳、洗い出し平板の特徴としましては、先ほど答弁いたしましたインターロッキングの特徴に加えまして、表面に凸凹がありますことから、本市のような積雪寒冷地においては滑り止め効果なども期待できるものと考えております。石畳で使われる自然石につきましては輸入品、主には中国とかから輸入しておりますが、加工にも費用がかかるため、材料費が高いことがデメリットであると考えてございます。

○中鉢委員

洗い出し平板も市内でよく見かけるのですけれども、特に車が乗り入れる傾斜部に傷みが出やすいようで、石畳とか洗い出し平板が割れていたり欠けていたり、それが放置されていたり、また、石畳や洗い出し平板なのですけれども、先ほどお話したようにアスファルトやセメントのようなもので補修されているところも見かけます。これは、通行に大きな影響を与えて不自由を来すところまではいっていないので修繕されていない部分もあるのかと理解いたします。

それでは、割合でも結構ですが、道路などの修繕で、通行に支障を来していないケースでの修繕、つまりはここと言うところの美観の側面での修繕はどの程度、行われているのでしょうか、お尋ねいたします。

○（建設）維持課長

修繕についてでございますが、常温合材や加熱合材での修繕が多く、割合や件数は押さえてはおりませんが、美

観の側面での修繕は少ない状況であります。

○中鉢委員

我々市議会議員もいろいろな部分の道路のポットホールであるとか、ひびとかでいろいろと願う部分がありますが、確かに私も美観の部分で願った部分はないかと思えます。観光都市であるがゆえに、この辺りも今後、重要になってくるのかと思えますので、ぜひとも取り組んでいただきたいと思えます。

そこで、今回の視察先が神奈川県川崎市の武蔵小杉駅前であります。もともと武蔵小杉駅は東急東横線の駅で、そこにJR横須賀線の駅ができたことによって利便性が高まってタワーマンションが乱立する形になり、駅の利用者が増え、以前、朝は改札に行列ができるというニュースも見かけることがありました。

そのJRと東急の武蔵小杉駅間を結ぶ部分を、今回、型紙工法という舗装方法で設置工をしている現場を見るのですけれども、この手の舗装方法は大きく分けて二つあるようであります。一つが、今言いました型紙工法と呼ばれるもので、舗装面に型紙をセットして、その上から塗料を吹きつけるもので、その後、その型紙を外すというものです。もう一つが、型押し工法と呼ばれるもので、舗装時に目地とか模様部分を型押しして、その部分に塗料を吹きつけるもので、コンクリートに石畳とか自然石の模様を型押しして、立体模様にして塗料を吹きつけたものであります。

それぞれリリーフペイントは大成ファインケミカル株式会社、スタンプコンクリートは三豊興業株式会社、パターンドペーブは株式会社NIPPOです。あと、フラットブリックABCD舗装が鹿島道路株式会社で、型押しコンクリート舗装が三井住建道路株式会社であるとか、アートフレーム、東亜道路、レインボーブリックが日本道路株式会社、エクセルクリートが前田道路株式会社で、北海道の企業ですと、再加熱式型押し工法というのがある、これは舗装会社ではなくてライナー、道路の線を引くような会社ですが、銭函にある北海道技建株式会社もそのような舗装方法を採用して、それぞれ商品名、工法名をつけております。

これだけ多くの事業者で行っていることが分かったわけですが、それらの工法を、先ほど挙げました事業者などにより、建設部に対しての商品の説明や営業を受けたりしていることがあるのか、お聞きしたいと思います。

○（建設）建設課長

建設部に対して説明や営業を受けたりはしているかとの御質問でございますが、ここ数年では商品の説明や営業は受けていないと記憶してございますが、NETISという国土交通省の新技术情報提供システムに登録されている工法でもありまして、また、土木関連の情報誌などでも活用事例が掲載されておりますので、御質問の工法があることは把握してございます。

○中鉢委員

NETISということであれば、国のお墨つきが得られているということなのですが、今回、現地に行ってみなければ分からない舗装の風合いのようなものも見たいと考えています。

小樽市に観光でお越しになった方が、スーツケースを引いて歩いているときに、凹凸のある舗装面だと、ガタガタ言いながら引いていらっちゃって、景観的には石畳というものはすてきだけれども、あとバリアフリーの観点から見てもどうなのかと思う部分があります。

そういうことを考えると、小樽市でぜひ導入すべき舗装工法ではないのかと感じているのですけれども、型紙工法、また、型押し工法の導入するに当たっての危惧する点などがあれば、お聞かせいただきたいと思えます。

○（建設）建設課長

導入に当たって危惧する点でございますが、型押し工法につきましては把握しておりますが、まだ詳細に情報収集ができていないところでございまして、お答えはできない状況でございます。型紙工法につきましては、インターロッキング舗装と違いまして、当然再利用できないことや、あと積雪寒冷地ということもあいまして、除雪の際に削れたり傷がつく可能性があること、また20年先、30年先の将来も同じ型紙があるかといった問題があると考え

てございます。

○中鉢委員

本年7月30日に、小樽市歴史的風致維持向上計画が国の認定を受けました。これからは国からも歴史的建造物の維持向上に支援を受けることができるようになるわけでありますが、建物だけではなくて、その外構部分も対象になるのでしょうか、歴史的建造物の外構工事も今後、出てくる可能性があるのではないかと推察いたします。

さらには、来年度は宿泊税の導入もされます。宿泊税の用途は観光に関連するものになりますので、修繕したくてもできなかった箇所への修繕や舗装も出てくると思われまます。

やっておしまいではなくて、その場所に最適なデザインを長く使えるサステナブルな工法を選択していただきたいと考えるのですが、今後、型紙工法や型押し工法での舗装の可能性について、最後にお聞きしたいと思います。

○（建設）建設課長

本市での採用の可能性でございますが、先ほど委員から御指摘のとおり、我々といたしましても、現在、常温合材などで一時的に修繕を行っている箇所が複数あることは認識しておりまして、老朽化している舗装も見受けられますことから、現在、インターロッキング舗装がなされている歩道の舗装の打ち替えに向けて、委員のおっしゃる型紙工法も、その比較検討の候補の一つとして商社から見積りを取るなど、情報収集は進めているところでございます。

ちなみに、超概算での型紙工法と自然石のインターロッキングブロック舗装との比較にはなりますが、自然石は価格が高いという部分がございます、1平方メートル当たりの単価で比較しますと、型紙工法は自然石の約4分の1程度の単価で施工できるという費用面でのメリットが大きいこと。また、自然石の場合、先ほど委員からも御指摘がございましたが、高齢者がつまずいたり、車椅子やベビーカーを押されている方などが、なかなかうまく前に進めないなどの状況も見受けられますので、バリアフリーの面でもメリットがあるものと考えられますので、そういう面での採用の可能性はあると考えているところでございます。

例えばの話になりますが、再利用できないことや除雪の際に削れたり傷がつく可能性があることなども危惧されるため、採用するとすれば、掘り返しの少ないと思われる歩道とか、ロードヒーティングのある舗道などと考えているところでございます。

なお、型押し工法については、今回の御質問を受けまして、今後、詳細に情報収集をしてみたいと考えてございます。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

みらいに移します。

○白濱委員

◎北海道新幹線札幌延伸開業の遅れに伴うアクションプラン等の取組スケジュールの変更について

まず、報告を聞いて、北海道新幹線延伸の開業の遅れに伴うアクションプラン等の取組のスケジュールの変更につきまして、御質問をまいりたいと思います。

最初に伺いました、「1. 経緯」についてなのですが、新幹線の完成・開業が2030年から2038年へ、約8年以上も遅れるわけです。まず、その理由を改めて伺います。お願いします。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室長内主幹

北海道新幹線の完成・開業の遅れの理由についてでございますが、先日公表されました有識者会議の報告書におきまして、新幹線の掘削開始後の予期せぬ巨大な岩塊の出現や、想定を上回る地質不良などによる工事の遅延に加えまして、労働時間規制等による工程の遅延が主な理由となっているところでございます。

○白濱委員

続けて、このことについては、さらなる遅れは何年とも言えないということであるわけですが、それはどうしてなのか、お伺いします。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室長内主幹

さらなる工程の遅れについての御質問でございますが、今後、新幹線のトンネル工事の掘削が進む中で、予測不能な岩塊の出現や予期できない自然条件など工程への影響が大きい、さらなるリスクが発現する可能性もありまして、現時点では何年ということが申し上げられない状況にあるところでございます。

○白濱委員

これは大きな岩が前方に立ち塞がって地質やら労働条件を乗り越えていく、何かこの人生の荒波を乗り越えていかなければとどろり着かないような感じがしたわけですが、度重なるこれらの掘削の中断も、これからさらなるリスクが発生する可能性は否めないというわけであります。

それでは、2038年度以降の社会情勢、人口減少については、小樽市については現在、約10万3,000人から今後、減少傾向にあるとは思われます。これは札幌延伸間の各九つの停車駅について、人口動態も含めた全体的な北海道新幹線札幌延伸を対象とした社会情勢を含めた見直しなのかをお伺いします。お願いします。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室主幹

社会情勢を含めた見直しかどうかという点でございますが、こちらにつきましては第2段階におきまして、時代の流れに即して取組内容の変更を行うこととしております。その中で、どこまでの社会情勢の変化を考慮するか、議論、検討してまいりたいと考えているところでございます。

○白濱委員

これも予測が大変困難な中で決めていかなければならないので、よろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、延長としては約210キロメートル間の着工する前の駅についてです。この駅の規模や仕様などについては、今後、約13年間で変更もあり得るものなのかをお伺いしたいです。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室長内主幹

北海道新幹線の着工前の駅の規模や仕様についてでございますが、事業主体であります独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から、現段階では駅の仕様や規模について変更する予定はないと聞いているところでございます。

○白濱委員

せっかく計画が立てられているわけですから、なるべくそのままスムーズに進んでいくことを望んでおります。

それではもう一つ、技術の発展等については、どのような技術が何に対して影響していくのか、確認の意味を含めてお伺いします。お願いします。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室主幹

技術の発展等といったしましては、例えばバスの自動運転ですとか、M a a Sといった技術が新駅を発着する二次交通の確保であったり、利便性向上に関わると考えているところでございます。

○白濱委員

これは2次交通対策に対して様々な充実の底上げということだとは思いましたので、さらなる発展というか、底上げに期待しておりますので、取組もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、この経緯の中では、ソフト対策、四つの基本方針の中に開業機運の醸成があると思うのですが、具体的には開業の約2年前から実施予定のイベントやカウントダウンボードの設置などとお伺いしております。かなりの遅れは、開業に向けての市民の関心を高めていくことが大変なのかと思って心配はしております。

その辺りについては、どのように考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室榎主幹

開業機運の醸成につきましては、カウントダウンなどについては、取組としてはまだ早いと考えているところでございます。当面は新幹線の利便性や、その効果について、広く周知していくことに重点を置いていくことで考えているところでございます。

○白濱委員

まず、ハード的なところを先に進行させて、それから徐々に市民の認識も高めていきたいということだと受け止めたので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、「2. 変更手続き」についてです。この第2段階での「一定期間経過後に再検討をする」となっておりますけれども、どのくらいの期間経過で、いつ頃なのかをお伺いします。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室榎主幹

第2段階の進め方につきましては、まず、中間の見直しを、この延期となる期間の中間で行いまして、取組内容の見直しにつきましては、延期期間の最終年で行うことを考えているところでございます。

なお、具体的な実施年次につきましては、開業時期が示された後に決定されるかと考えております。

○白濱委員

今後のスケジュールの中で示されると思っておりますので、また決定次第、御報告をよろしくお願ひします。

それでは、「3. 協議状況」についてです。3月26日開催の協議会での協議内容を受けて、8月26日と29日に専門会議が開催されておりますけれども、これの中でどのような議論がされたのかをお尋ねいたします。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室榎主幹

8月下旬に開催いたしました専門部会でございますが、こちらでは今後のアクションプランの変更の方向性について確認するとともに、アクションプランの取組事業ごとの着手時期に関しまして、延期するものですか、延期せずに早期に着手するものといった、大きな分類の考え方について議論がなされたところでございます。

○白濱委員

大変大きな流れの中での協議だったかと思っております。

「4. 今後の予定」につきましては、アクションプラン等の取組スケジュールの変更に当たっては、こちらに記載されておりますとおり、令和7年度、8年度の2年間が重要期間であると思われまますので、予定が着実に進められますことを願っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そのほかに、JR新小樽（仮称）駅の着工のことなのですが、いつ頃を予定するのか、北海道新幹線札幌延伸開業予定日から逆算して着工するのかにつきまして、お伺いしたいと思います。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室長内主幹

JR新小樽（仮称）駅の着工時期についてでございますが、事業主体であります鉄道・運輸機構が改めて全体工程を精査した開業時期を踏まえまして、今後、新小樽（仮称）駅の着工時期を精査すると聞いているところでございます。今の段階では、いつというところまではお示しできない状況でございます。

○白濱委員

当初は2030年の開業に向けて、プランの中では2029年、前年の完了を目標にしていたと思われまますので、恐らく、私の推測では、その開業の一、二年前かとは感じております。

それでは、新駅周辺の施設についてお伺いします。周辺駐車場についての規模の変更などはあり得るのでしょうか

か、お伺いしたいです。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室長内主幹

新駅周辺の駐車場の設置規模についてでございます。基本的には変更がないものとは考えているところですが、今後の状況を見据えながら、必要に応じ、検証することも考えていかなければならないとは思っているところでございます。

○白濱委員

開業の遅れは資材の高騰などから建設費の増額が地方自治体の費用負担増につながりかねないと心配しているのですが、その辺りについてはどうなのでしょう。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室橋主幹

こちらにつきましては、委員の御指摘のとおり、本市といたしましても資材の高騰などの影響を懸念しているところでございまして、その点につきましても、関係市町等で国へ対策等を要望しているところでございます。

○白濱委員

これからもしっかりと要望していただきたいと思います。各関連自治体では、駅周辺整備基本計画の策定に相当影響が出てくると思われますので、本市といたしましても、国としっかりと連携されて、今後に向かっていただきたいと願っております。

◎上下水道管路について

続きまして、上下水道管路について伺ってまいりたいと思います。

本市の水道局の広報として年3回発行されております広報誌水おたるは、市民生活にとって上下水道についての様々な事柄を知ることができまして、市民からは分かりやすく、とてもよいという声を多々耳にしております。とても好評なのです。私も、読んでいても分かりやすくいいと思っております。

最新版の水おたる第56号は令和7年7月1日に発行されております。こちらを拝見してみますと、「水道管・下水道管（污水）の耐震化への取り組み」と題した記事の掲載があります。

そこで、この記事の内容についてお知らせ願います。

○（水道）久保主幹

広報誌水おたる第56号に掲載した「水道管・下水道管（污水）の耐震化への取り組み」の内容につきましては、水道は平成21年度に、下水道は令和5年度にそれぞれ耐震化計画を作成し、計画的に工事を進めていることや、令和6年度末時点で、水道管は約54キロメートル、下水道管が約66キロメートルを耐震化していることのほか、地震などの災害に備え、応急給水袋や上下水道資材の備蓄、防災対応訓練の実施などについても取り組んでいることをお知らせしております。また、あわせて、水道管、下水道管の耐震化工事の工事状況についても写真とともに説明しております。

○白濱委員

ただいま耐震化した管の延長が令和6年度末時点で水道管が約54キロメートル、下水道管が約66キロメートルということでお聞きいたしましたので、ここの確認を含めましてお聞きしておきます。

この管路の耐震化工事を実施するに当たりまして、この対象となる管路は老朽管路ではあると思うのですが、過去に耐震化された箇所の確認はどのように行うのでしょうか。また、工事を実施する箇所の抽出は何を根拠に行うのでしょうか、お知らせをお願いします。

○（水道）水道事業課長

耐震された箇所の確認につきましては、過去の工事の進行図などを反映させましたGISにて確認することとなります。また、耐震化工事の実施箇所の抽出は、水道施設更新計画にて抽出した箇所の工事を実施しております。

○白濱委員

次に、これもまた確認の意を込めましてお聞きしたいのですけれども、老朽管路の定義を御説明願います。

○（水道）水道事業課長

老朽管路の定義につきましてですが、地方公営企業法施行規則に記載されている水道管路の法定耐用年数である40年を超過した管路を老朽管として取り扱っております。

○白濱委員

令和4年度末の水道管路の老朽化率は以前にお聞きしておりますので、ここで、令和6年度と令和5年度末時点での水道管路の老朽化率について、管路総延長と導水管路、送水管路、配水管路別に詳細をお知らせ願います。

○（水道）水道事業課長

まず、令和5年度末につきましては、水道管路の総延長が62万9,660メートルであり、内訳といたしまして導水管路が6,235メートル、送水管路が7万1,739メートル、配水管路が55万1,686メートルとなっております。そのうち、法定耐用年数の40年を超過した管の割合につきましては、総延長の割合が38.0%、導水管路が97.9%、送水管路が46.6%、配水管路が36.2%となっております。

また、令和6年度末につきましては、水道管路の総延長は62万9,976メートルあり、内訳といたしまして、導水管路が6,235メートル、送水管路が7万1,739メートル、配水管路が55万2,002メートルとなっております。そのうち法定耐用年数の40年を超過した管の割合につきましては、総延長の割合が40.6%、導水管路が97.9%、送水管路が53.0%、配水管路が38.4%となっております。

○白濱委員

水道管路総延長につきましては、老朽化率がおおよそ4割ということで確認が取れました。これからいろいろと、この数値をまた、下げていくように御努力してもらいたいと思います。

続きまして、ここで水道管路の劣化度について伺っていきます。

この老朽化の原因である水道管の劣化として経年劣化、維持管理不足による劣化、環境や外部要因による劣化が考えられると聞いておりますけれども、それぞれどのような状態のことにあるのか、御説明を願います。また、そのほかに劣化の要因として挙げられることなどがあるようでしたから、お知らせ願いたいと思います。

○（水道）水道事業課長

まず、各劣化の状況についてでございますが、経年劣化とは、その名のとおりに、使用年数が長くなることによる管本体の劣化のことを指します。

維持管理不足による劣化とは、管路は基本的には土中に埋設されておまして、日常の維持管理は困難であるため、地表に露出されている仕切弁や空気弁、水管橋などが適切に維持管理を行わないことが原因となる劣化であると考えるところでございます。

また、環境や外部要因による劣化につきましては、埋設されている土壌の環境による劣化が進行する現象であると思われまます。

また、その他の劣化の要因といたしましては、地震による揺れに伴う地盤の動きによるものや、他の埋設物の影響による埋設条件の変化などが挙げられると思われまます。

○白濱委員

これも一つ確認しておきたいのですけれども、本市の場合は、この中では大体こういった劣化の要因が主なものなのか、お願いします。

○（水道）水道事業課長

本市の劣化の特徴的な部分という御質問だったと思いますが、本市につきましては、保守点検等により、表面に見える部分についての点検は随時行っておりますので、地中において、やはり経年劣化による管体の部分の劣化に

よる漏水といった事故が大半の原因になっていると考えるところでございます。

○白濱委員

経年劣化がほとんどであるということが確認されました。

突然地面から水がにじみ出ている光景にはびっくりしますが、水道管の劣化箇所を予測することはとても難しいことだとは思っております。

最近では、AIを活用した劣化予想診断ツールがあるとのことでもあります。既に御存じだと思いますけれども、活用されている愛知県豊田市の例を挙げまして御紹介させていただきますと、これは法定耐用年数と職員による経験則では、実際の水道管路周辺の環境が考慮されていないことから、客観的な要因の過去の漏水箇所と地盤等の条件による劣化予測が必要との結論に豊田市が達しまして、課題解決としてAIの水道管劣化予想診断ツールの導入を決定したということでもあります。

御存じのとおり、これは衛星画像の解析による漏水調査で漏水可能性区域を判断するものであります。その効果としては、水道ストックマネジメント計画による、布設年度が古い管路から更新をする計画であったものが、このAI水道管劣化予測診断によりまして、布設年度は新しいが劣化が進行しているため前倒して更新をする管路、布設年度は古いけれども健全な状態を保っているため更新せずに延命化する管路が明確になったために、管路の状況を見定め、具体的な管路更新の優先順位を決定することができているとのことでもあります。

それで、有収率の向上、劣化度が高い管路の法定耐用年数前の前倒し工事による市民の経済的な損失の回避、劣化度が低い管路の更新年度より後送りにする長寿命化による水道管路工事費の削減、劣化度が高い路線の集中的な漏水調査による漏水調査委託費の減少並びに漏水箇所の早期修繕による有収率向上に伴う水道経営の安定化などを挙げておりました。

要するに、AIによる水道管劣化予測診断では、管路の更新作業が最適化されるということだと思います。導入費用は不明ですが、費用対効果の勘案の上、御参考にいただければと思っております。

さて、令和7年8月11日の北海道新聞に気になる記事の記載がありました。この記事の内容は、国土交通省が老朽化で耐久性が低下、破損のリスクが大きい铸铁製の上水道の旧式管を全て撤去する方針を決めたことが、8月10日だと思うのですが、分かった。これは京都府京都市で4月に発生した漏水事故を受け、同型管の更新を急ぐ必要があると判断した。国内の総延長は1万キロメートルと推定。このうち、災害時の住民避難や物資輸送で使う緊急輸送道路下では2030年度、浄水場や配水池などにつながる基幹的な管路は2035年度までに撤去・交換する。管理する全国の自治体に更新計画作成を求めた。铸铁は鉄を含む合金で、1960年代頃まで全国の水道管で多く用いられたが、衝撃に弱く、老朽化で破損しやすくなる。自治体は、耐久性に優れたダクタイル铸铁管などへ置換えを進めている。国土交通省の担当者は、緊急輸送道路で漏水が起きると、陥没や浸水で円滑に通れなくなり、物資輸送や人命救助が遅れると指摘。放置すると地面などで破損し、大規模な断水にもつながる。早急に交換が必要だと説明したとの記事内容であります。

埼玉県八潮市で発生した事故を受け、国土交通省から下水道管路の緊急点検の実施要請を受け、今定例会補正予算でもある、令和7年度小樽市下水道事業会計補正予算によるところの大規模下水道管路特別重点調査事業費がこれから実施される矢先でもあります。

ここで聞いておきたいのですが、下水道管路緊急点検調査業務の後のことですが、その結果を受けて、小樽市下水道ストックマネジメント計画に影響が出てくるのでしょうか。その場合は、どのような影響が考えられるのでしょうか、お尋ねいたします。

○（水道）下水道事業課長

調査結果において、対策が必要と判断され、かつ下水道事業に関する交付金を活用して改築工事を実施する場合は、小樽市下水道ストックマネジメント計画に位置づける変更手続が必要となります。

○白濱委員

北海道新聞の記事に記載されておりましたけれども、本市の水おたる第56号にも、ダクタイル鑄鉄管の掲載があります。そこで、ダクタイル鑄鉄管の特徴などをお聞かせいただけないでしょうか。

○（水道）水道事業課長

ダクタイル鑄鉄管は、それまでの普通鑄鉄管と比較いたしまして、素材を改良することにより管本体の強度や伸びが向上するとともに、外面に耐食塗装が施され、管外面からの腐食を防ぐ効果を持ち、また内面にライニングを施すことで、さびなどの腐食を防止することができることから、赤水などの発生を抑える効果を持ち合わせております。

よって、水道、下水道、ガスなど幅広い用途に使用されており、小樽市水道局におきましても、昭和39年から本格的に配水管に採用されているとの記録が残っております。

○白濱委員

次に、本庁におきましては、国で示しているところの鑄鉄製の上水道の旧式管は、令和6年度末時点で、全体的上水道管のうちどれくらい有しており、現時点で把握されていらっしゃるのかをお示しいただきたいと思います。

○（水道）水道事業課長

令和6年度末の水道管路の総延長62万9,976メートルのうち、鑄鉄製の水道管の延長は4,914メートルでございます。割合は0.8%となっております。

○白濱委員

0.8%ということで、比較的ぐっと低めになっていることで分かりました。

次に、災害時の住民避難や物資輸送で使う緊急輸送道路下では、2030年度までに撤去、交換とありますけれども、現在、本市における緊急輸送道路下に埋設されている旧式の水道管はどれくらいありますか、確認しておきます。

○（水道）水道事業課長

当市の緊急輸送道路下に埋設されている鑄鉄管は約290メートルでございます。

○白濱委員

次に、この緊急輸送道路下に埋設されている旧式水道管の場所についてもお知らせ願えませんでしょうか。

○（水道）水道事業課長

鑄鉄管が市内のどこに埋設されているかという御質問だと思いますが、奥沢2丁目6番から奥沢4丁目29番にかけての国道393号に埋設されております。

○白濱委員

次に、浄水場や配水池などにつながる基幹的な管路は2035年までに交換とありますけれども、現在、進行している水道管路の更新計画にはどのような影響が考えるのか、お知らせをお願いします。

○（水道）水道事業課長

当市における対象となる管路は一部の送水管を除きまして、全て配水管でございます。既存の更新計画に既に反映されておりますので、影響はないと考えております。

○白濱委員

記事によると、全国の自治体に更新計画策定を求めたとのことですが、この更新計画は具体的にいつまでに作成しなければならないものなのか、国から期日は示されているか、お示しいただけますでしょうか。

○（水道）水道事業課長

国土交通省からの通達によりますと、令和8年1月30日までに策定するように指示を受けております。

○白濱委員

水道管路の劣化度は、全国的に重要な課題となっております。御存じのとおり、特に高度経済成長期に整備され

た水道管の老朽化が深刻化しており、管路の更新率も全国平均では1%未満である現状の中、大きな事故が起きてしまいましたが、国としてもこれを契機として適切な対策を求めているものと思います。

本市といたしましても、水道事業は市民の生命の源を守る重要なインフラの一つでありますので、抱えている問題は山積していると思われまますけれども、今後も市民の安心・安全な水の供給し続けていただくためにも御対応をよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時29分

再開 午後2時50分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○秋元委員

◎森林（水源）における土地の取得について

今日は、以前から問題視されておりました土地や森林の売買に関連して確認と質問をしたいと思ひます。

この森林等の購入、開発の問題につきましては、私が議員になった頃、ちょうど18年ほど前になりますが、当時から外国資本が北海道の土地を購入して、水資源を管理しようとしているのではないかと、外国の方々が水の管理をしようとしているという報道がされたことから、議会でも様々議論されたことを覚えております。

最近で言いますと、例えば倶知安町の違法開発ですとか、ニセコ町の公有地返還訴訟の報道を見て、市民の方から、小樽市はどうなっているのか、大丈夫なのかという問合せもありますので、改めて質問させていただきたいと思ひます。

所管が北海道にも関することが多々ありまして、結構質問を削ることになりまして、唐突な質問になったりする部分もあるかもしれませんが、もし、所管が違うところに関して触れたら答えられないということで構いませんので、よろしくお願ひいたします。

初めに、小樽市の行政区域内の森林を個人や企業、団体が所有する土地の筆数を、日本人とそれ以外に分けて説明してください。

○（水道）浄水センター所長

水源の保全地域内の個人と法人の筆数をお答えさせていただきたいと思ひます。まず、朝里川があります朝里地区は、個人が245筆、法人が99筆、外国人が42筆となっております。

続きまして、銭函地区は、個人が162筆、法人が27筆、外国人はなしとなっております。

○秋元委員

外国の方が所有されている土地が結構あるんですね。

もし分かれば、近年、売買された件数を購入者別に説明してもらえますか。

○（水道）浄水センター所長

過去3年の売買件数という形でお答えさせていただきたいと思ひます。売買にかかわらず、相続で所有者変更になった場合、また移転されていたりということで所有者が移転になっている件数も含んでのお答えとさせていただきます。

きます。

令和4年度が17件、令和5年度が102件、令和6年度が54件となっております、全て日本人となっております。

○秋元委員

今、説明していただきましたこれらの土地の利用についてですけれども、特に森林に限って言えば、売買する際の規制や行政への届出について説明してもらえますか。

○（水道）浄水センター所長

平成24年度に、北海道水資源の保全に関する条例が北海道にて制定されております。こちらにつきましては、水資源保全区域内に土地を所有している方などが、その土地の権利を移そうとするときは契約締結の3か月前までに、その土地の所在地を所管する北海道の総合振興局または振興局に届出が必要となっております。

○秋元委員

多分同じものなのかと思うのですが、平成24年度にできた制度について、今の答弁の中で伺いたいのですが、3か月前に届出ということでありましたが、林野庁の資料を見ますと、個人ですとか法人によらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併などにより、森林の土地を新たに取得した場合に、事後の届出として森林の土地の所有者が届け出ることとなっているのですけれども、今の説明をいただいたお話と、私が今言っている林野庁の届出の話というのは違うのですか。

○（水道）浄水センター所長

あくまでも北海道水資源の保全に関する条例において、地域の指定をさせていただいております。その区域内で土地の売買等を行われる場合は、事前に3か月前までに届出をしてくださいという形になっております。

○秋元委員

今お話しいただいた北海道の条例に関わって、売買契約や相続、贈与、法人の合併だけではなくて、特に売買契約に限ったお話でいいかと、届け出の際に利用目的の基準などはありますか。

○（水道）浄水センター所長

利用目的に関しましては、北海道に届け出ることになっております。

○秋元委員

先ほどお話しさせていただいた、例えば倶知安町などのケースだと、様々な違法行為があったという報道でありました。事前に申請したのかどうかは分かりませんが、結局、大規模な森林が伐採されていて初めて発見されたというか報道ベースになったということだと思います。

そういうことから考えると、所有した段階で、行政側としても、例えば小樽市としてどのような扱い方がされるのかは、当然分からないということでもいいですか。

○（水道）浄水センター所長

所有の段階では判明していますが、届出の段階では利用目的に関しては、その時点では把握できないことになると思います。

○秋元委員

事後であれば、その利用の目的については、行政として何か把握できるような届出というものはあるのですか。

○（水道）浄水センター所長

北海道に届出されまして、その後に所管する市町村に対して意見の照会が来ます。その中で、どういうところが、どういうことをするのかという形の問合せ等は可能かと考えております。

○秋元委員

問合せというのは、小樽市が北海道に対してどういう利用をするのかの問合せをするということでもいいですか。

○（水道）浄水センター所長

そのような形になると思われま

○秋元委員

一回一回と言ったらおかしいですけども、その目的について確認しなければならないということなのですね。

次に、森林を売買する際に、今、非常に懸念されているのが水の問題です。特に原水、水資源の利用ですとか、開発行為があると思います。

まず、原水の定義について説明してください。また、あわせて、小樽市の浄水場に取水されている原水の種類というのはどういうものでしょうか。

○（水道）浄水センター所長

原水とは、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律がありまして、定義されております。水道事業者が河川から取水施設により取り入れた浄水処理する前の水という定義になっております。

小樽市におきます浄水場、朝里地区であれば豊倉浄水場になりますが、朝里川の表流水となっております。また、銭函地区も銭函浄水場も同様に、銭函川の表流水を取水しております。

○秋元委員

小樽市については、河川の水を浄水場に取水して水道水にしているということだと思います。

次に、開発行為に移ります。

開発行為というのはそもそもどういうものを指すのか。仮に取得した森林において、何かしらの開発行為を行う場合、どのような制限がありますか。

○（建設）松山主幹

今、森林で行う開発行為ということでお答えさせていただきますが、森林法に基づく森林のある地区で都市計画法上の開発行為を行う場合、一定規模の開発行為につきましては、原則、都市計画区域内であれば、切土・盛土の勾配、排水の配置であったりといった技術的な基準を定めた都市計画法第33条の技術基準が適用されます。

そのうち市街化調整区域につきましては、例えば公益施設や観光資源を生かした有効利用上の必要な建築物のための開発行為であったりする場合は、都市計画法34条の立地基準の制限もかかります。また、都市計画区域外の場合につきましては、1ヘクタール以上の規模であれば、先ほど申した同法第33条の技術基準の規制がかかってまいります。

○秋元委員

もし、仮に手続が行われていない取水行為や開発行為を、通報または目視なりで小樽市が発見した場合の一般的な対応はどういう手順で行われていくことになりますか。

○（建設）松山主幹

市に通報を受けた場合、まずは開発許可が必要なものかどうか現地確認をいたしまして、許可が必要なものであることが判明しましたら、工事の一時停止や改善命令等の監督処分などを検討してまいります。

○秋元委員

今、説明いただいた中で、工事の開発行為の一時停止というのは、小樽市が行えるものなのか。また、その際の根拠となる条例なり法令はどういうものですか。

○（建設）松山主幹

先ほどの工事の一時停止の部分ですが、都市計画法第81条に監督処分の規定がございます。その中で、この法律の規定に違反した者については、その他の行為に対する停止といったものが可能となります。あわせて、この監督処分は許可権者である小樽市が行うこととなります。

○秋元委員

前の質問で説明していただいた中で、都市計画法上の区域外で1ヘクタール以上のものについては、規制、制限があるというお話でしたが、例えば都市計画法第81条に基づいた一時停止みたいなものは、1ヘクタール以下のところでも可能ということでもいいでしょうか。

○（建設）松山主幹

都市計画区域外の場合で1ヘクタール以上の基準が適用されます。こちらに関しては、1ヘクタール以上であれば、この基準の規制はかかる形になります。1ヘクタール以下の場合、この基準はかかってきません。

○秋元委員

ということは、1ヘクタール以下であれば、この工事の一時停止などは、小樽市としてはできないということでしょうか。

逆にといいますか、今お話を聞いていて、例えば手続が行われていない開発行為や手続が不備であって、例えば小樽市が工事の一時停止をしたような例は、過去にありましたか。

○（建設）松山主幹

今回、御質問の対象となっている森林地区、森林法に基づく森林のあるところにつきましては、そのような事例はないと記憶しております。

○秋元委員

先ほど水道局で御説明いただきました、北海道水資源の保全に関する条例が平成24年度に施行されたと。その条例の基本的な施策の柱の一つに、先ほども少しお話が出ていましたけれども、水資源保全地域の指定があります。

この水資源保全地域についてどういうものなのか、また、小樽市の指定地域について説明してもらえますか。

○（水道）浄水センター所長

北海道水資源の保全に関する条例の地域の指定についてですが、まず、河川より原水を取り入れて水をつくっておりますので、そのことから、上水道の取水施設が設置されている地点に対する集水区域の全てを指定しております。

保全区域とは、北海道の豊かで清らかな水は先人から受け継いだ道民のかけがえのない財産のため、この水を持続的に利用し、次の世代に引き継いでいくため、道や市町村事業者の方、道民の皆さんがそれぞれの役割を認識し、一体となって北海道の水資源の保全に取り組んでいく必要があるため、そういう地域を指定していることになっております。

小樽市地域で指定されている地域は、朝里地区と銭函地区となっております。

○秋元委員

水資源の保全の保全地域が朝里地区と銭函地区が指定されているということでした。

今、説明していただきましたけれども、指定されることによって、小樽市にとってどのような効果といいますか、メリットが考えられるのですか。

○（水道）浄水センター所長

地域が指定されることによりまして、まず、水資源の安定的な供給や水質の維持向上または生態系の保全といった環境的なメリット、あるいは地域経済の活性化、防災機能の強化といった社会経済的なメリットがあります。

小樽市としましても土地所有者の把握が可能となりまして、その中で日本人、外国人の把握が可能となると考えております。また、売買や譲渡などの情報も把握が可能となります。

○秋元委員

私もお話しいただいて調べさせていただきまして、北海道のホームページの中に、この指定地域のことも若干触れられていたのですが、水資源保全地域において土地所有者等が配慮すべき事項がありまして、努力義務を3点挙

げられていたのですけれども、それについて説明いただけますか。

○（水道）浄水センター所長

努力義務三つが掲げられております。

一つ目としまして、水資源の確保や水質への影響が懸念されるような取水行為や開発行為など水資源の保全に支障を来すおそれのある土地利用は、極力避けるよう努めること。二つ目としまして、水源の涵養に大きな役割を果たしている森林の適切な整備及び保全を行うなど、水資源の保全のために必要な措置を講ずるよう努めること。三つ目としまして、周辺の自然環境や土地利用状況等と調和した土地利用を行うよう努めることとなっております。

○秋元委員

先ほどもお話ししたとおり、あくまでこれは努力義務でありまして、例えば先ほど説明していただいたとおり、指定地域では取水行為や開発行為など水資源の保全に支障を来すおそれのある土地利用は極力避けるよう努めることとされておまして、解釈によっては取水や開発行為ができてしまったり、水資源に影響が出てしまうようなことも可能なのではないかと考えるのですけれども、どうでしょうか。

○（水道）浄水センター所長

委員のおっしゃるとおり努力義務となっております、正直、拘束力はないと考えております。

しかし、やはり小樽市水道局として水資源は非常に重要なものでありますので、その辺を含めまして、今後はどういう形がいいのかという部分は、他の自治体や、特に北海道から情報収集をしながら考えていかなければならないかと思っております。

○秋元委員

努力義務だと。非常に心配するのが最初にお話しした違法開発ですとか、なかなかないニセコ町のケースもそうなのですけれども、想定できないようなことが現実には起こっているということで、本当は流木、立木ということも含めて質問したかったのですが、所管が北海道や産業港湾部ということで質問はしないです。

例えば、河川法などだと、河川の流水は個人的に使うのは駄目だという法律もあって、そうなのだとは思いますが、先ほど説明していただいているとおり、影響がないように努力しなさいということだけであって、なかなか拘束力のある条例だったり法令がないです。本来であったら、やはり国がしっかりと違法な行為ができないように法整備をするべきだとは考えますけれども、現在、それが以上、小樽市としてもしっかりと対策をするべきではないのかということで、今、お話しさせていただいているのです。

万が一、先ほど来、御説明いただいている法令、条例の規制内で、取水、開発行為が行われる場合、例えば水道局、先ほど開発行為でもお話を伺いましたが、この法令の規制内で行うものについては、小樽市としてそれを止めるような対策は何かありますか。

○（水道）浄水センター所長

一応、北海道で制定されている条例の範囲内で行われる場合に関しましては、水道局としましては、現在、それを止めるといいますか、抑制するようなものは一切持ってはおりません。

○（建設）用地管理課長

先ほど秋元委員から河川に関するお話が出たものですから、今回、当該地につきましては、普通河川がございます。普通河川があれば、当然小樽市が管理する河川において、水利使用を目的とした取水を行う場合は許可申請というものが必要となります。

○秋元委員

今、せっかく答弁いただいたので質問しますけれども、許可申請があった場合には、断る理由というのは何かあるのですか。申請が出た以上、許可しなければならないということなのか、それとも何か基準があって、そこを満たしていないと許可できないものなのかについてはどうでしょうか。

○（建設）用地管理課長

小樽市普通河川管理条例というのがございまして、第6条の中に、許可等を要する行為というのがございます。その中に、普通河川の流水の占用について、河川敷地の占用、普通河川における工作物の新築、改築又は除却等のことを小樽市の用地管理課に申請していただいて、当然、審査した上で維持管理部門などと協議を行って、問題がなければ許可を行うことになっております。

○秋元委員

そこで、先ほど言った規制内でやる場合には止めることはできないのかというのは、そこなのです。それで、北海道の条例で、先ほど、不備と言ったらおかしいですが、例えば、今のニセコ町の問題とか、北海道として何かできますかと北海道に聞いたら、要するに、その水を土地の所有者が何かをしようといったときには、北海道としてはなかなか法的に拘束力がなくて止めることはできないです。国でも今は止めることができないのです。それで、ニセコ町は独自に条例をつくってやっているのですけれども、いろいろと、今、係争中の案件なので、これ以上は言えませんが、なかなか止めることができていないというのは問題がある。ニセコ町はまだ水は利用されていないのですけれども、そのようなこともあるわけです。

小樽市として、先ほど開発行為の1ヘクタール以下の場合には中止命令とか一時停止をすることもできない。そして、北海道の条例でも、例えば規制内で取水開発行為が行われる場合には、小樽市としてはできないことがないというのが現状なわけです。

ということを見ると、今後どういう想定外のことが起こるか分からないので、やはり小樽市として何らかの対策というのは検討する必要があるのではないのかという趣旨で質問させていただいたのです。この点について、まとめてお話しさせていただきましたけれども、ぜひ検討する必要があるのかと思うのですが、水道局と建設部に分けてお答えいただければと思います。

○水道局長

今お話がありました水資源の確保につきましては、水道事業の根幹でありますので、ニセコ町の事例などは、それを揺るがす事案として危惧の思いもしながら、私も報道を注視してございました。今お話のありましたとおり、条例についてはなかなか罰則を設けるなどの拘束力をつくるのは難しいと思っておりますけれども、まずは、日本水道協会を通して国等への要望を行うなど、水道局としてできることから進めてまいりたいと考えてございます。

○建設部長

今、水道局長からも答弁がありました。建設部の開発行為とか、河川法の許可申請というものは、法律に基づいて行っているものなので、あとは独自の条例という形で、今、倶知安町とかニセコ町の問題とかが出ておりますが、今のところ、正直、イメージはできていないところですので、まずは今問題になっているまちの動きなどを確認して、本市でも取り入れるものがあれば、取り入れていきたいと考えております。

○秋元委員

◎令和7年度除排雪計画（案）について

では、除雪に関連して3点ほどお聞きします。

まず、「4. 地域総合除雪業務における再委託要件の緩和について」は一部変更があると説明をいただきました。

この中で、突発的な除雪機械の故障時のほか、大雪時の作業の遅れやインフルエンザ等の蔓延による運転手不足など、不測の事態に対応するため、市が特別の理由があると認め、これを承諾した場合は、他地域の共同企業体構成員の除雪業者に再委託ができるよう要件を緩和するということです。

突発的な除雪機械の故障ですとか、例えばオペレーターが体調を崩して作業ができないという、本当に不測の事態のときに、市が特別な理由があると認めることを承諾することなのですが、これは、例えば夜中にこういう承諾をするものなのか。突発的なことですから、これは急ぎます。1週間後とかの話ではなくて、今日、例えば

オペレーターの方の体調が悪い、すぐ除排雪をしなければならないというときに、夜中でもこういう判断をできるものなのかはどうか考えているのですか。

○（建設）維持課長

ただいまの協議を行うタイミングのことについてお尋ねがございましたが、例えば夜中に突発的にオペレーターというがインフルエンザに罹患したといった場合に、夜中でも協議を行うかといいますと、夜中でも協議を行うということについては考えてございません。

インフルエンザなど感染症が確認された場合ですが、まずは、その地域の除雪ステーション内の構成員で作業の調整を行うべきと考えておまして、可能な範囲の中でその作業の継続を、ステーション内の構成員の調整の中でやっていくことが基本であると考えております。

そういった中でも、ステーションの中で感染症が蔓延するなどして、ステーション内での構成員での作業の調整ができなくなって作業に遅れが生じるといった事態が発生する場合につきましては、そういった事態を踏まえて、業者と市の担当者で協議を行うという流れを考えてございます。

○秋元委員

私は勘違いしていました、これはステーション間の話だと思ったのです。ステーション内の話なのか、ステーション間の話なのか、どうですか。

○（建設）維持課長

今回の再委託要件の緩和につきましては、ステーション間での再委託を認めるというものでございます。例えば一つのステーションの中で、そういった突発的に機械が故障して作業を継続できなくなったときに、隣のステーションの方が、その作業を応援するような体制が応急対応としてできるような、まず、こういう仕様書の見直しをかけるということが今回の目的でございます。

○秋元委員

それは、一つのステーションで、なかなかさばき切れなくて作業が遅れぎみになっているところがありましたから、何とかステーション間で協力できないのかという話は以前からあったと思いますので、今回こういう対応になったと思うのです。

そういう際、突発的なことが起きた場合、例えば1日なのか2日なのか、承諾して作業にかかれるまで最短でどのぐらいの時間を要するものなのかは、どうか考えているのですか。

○（建設）維持課長

協議が調って認めるまでに要する時間ということでございますが、業者と市の担当者で協議を行った上でそういった再委託は、仕方がなくなった場合に、まずは協議を交わすということが一つ工程としてあります。それをもって、今度は契約上の手続が必要になってくると思います。例えば、下請の選定を契約的に事務処理として受付をして認めなければならない部分もありますので、そういう事務处理的なものもその後に出てきます。それに何日間を要するかは、今、何日ですとお答えできないと思うのですが、こういう不測の事態に対応するためなので、なるべく期間を空けないようにすぐさま協議を行って認める手続を取っていきたいと考えています。

○秋元委員

やはりこれも以前から言われていましたけれども、例えばステーション間で協力をする場合に、地形、狭あい路線や急坂路線などを、ほかのステーションの方々がどこまで把握できているかも多分課題になってくると思いますが、ぜひその辺も考慮しながら進めていただきたいと思います。

次に、「5. 「小樽市雪対策基本計画」にかかる具体的取組について」の、銭函地区の雪堆積場の確保に向けた取組についてです。

新たな雪堆積場の見通しはあるのですか。

○（建設）維持課長

銭函地区での新たな雪堆積場の見込みということでございますが、現状としましては、銭函地区において、土地所有者の方と交渉を行っている最中の土地がございます。その交渉が調いましたら、今年度からでも使用できるような方向で、今、調整を行っているところでございます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○面野委員

◎「第2次小樽市上下水道ビジョン」の進捗管理について

「第2次小樽市上下水道ビジョン」の進捗管理について御説明をいただきましたが、今日はその中身を質問させていただこうと思います。

水道は、やはり高度経済成長期に整備された管や施設は耐用年数を迎つつあります。これらの更新には巨額の費用が必要であり、その財源をどう確保するかということは全国的にも喫緊の課題になっております。

しかし、必要な投資を先送りすることによって、将来的な水道事故や災害リスクを高めることにつながりかねません。計画的かつ確実な更新を進めるためには、どのような方針で進めるべきであるかという点について伺ってきたいと思います。そこで、今回お示しいただきました報告資料に基づいてお伺いしていきます。

まず、NO. 8、③災害に強い水道の構築が、残念ながら評価で言うと、若干遅れ気味であるC評価が3年間続いているわけでありまして。

この数値の詳細を確認させていただきますと、各年度に実績値のほかに目標値も設けられておりまして、かなり年度ごとに大きな差があります。これは先ほど白濱委員からの質問でもあったとおり、別の更新計画によって定められていると御説明いただきました。

まず、今回、令和7年度が空白になっておりますが、今年度の目標値がいかほどになっているのか、お示しいただきたいと思います。

○（水道）水道事業課長

令和7年度の目標値につきましては、管路の耐震化が0.46キロメートル、施設の耐震化は2か所を実施することとなっております。

○面野委員

それでは、今回は管路について伺ってきたいのですが、10年計画のうち6年間が経過しました。目標値である令和10年度の目標値が9.6キロメートル、このうち令和6年度までの実績で言うと3.67キロメートルということで4割程度の実績値になっているのかと計算できます。

この目標値について遅れている主な要因はどのようなことなのでしょう。

○（水道）水道事業課長

主な要因といたしましては、労務単価や資材の値上がりによる工事コストの上昇によるものと考えられますが、その他の要因といたしまして、工事の入札不調が発生していることも一つの要因となっております。

○面野委員

次に、今、労務費、資材費等が上がっているということだったのですけれども、現状の資材費や労務単価で算出

した場合、6キロメートル弱の残りの延長を耐震化する予算、費用はどのぐらいかかる積算になっていますか。

○（水道）水道事業課長

今後も労務単価や資材の値上がりが予想されますので、あくまで現状の単価で試算した概算額とはなりますが、約13億円を要すると想定しております。

○面野委員

4年間で13億円程度ということですか。

次に、この表の一番右端に今後の方向性が示されておりまして、「施設の老朽化の更新に併せた耐震化工事の実施を引き続き進めるとともに、耐震適合率の向上に向け各種手法の検討を行う。」と示されているのです。

こちらの耐震適合率の向上に向けた手法の検討はこれまでも行ってきているのだらうと思いますが、これまでどのような手法が検討されているのか、お聞かせください。

○（水道）水道事業課長

耐震適合率の向上に向け、どのような手法を検討しているかという御質問だと思いますが、これまでの管路の耐震化工事の実施に当たりましては、老朽管の更新に合わせた耐震化を基本的な方針として行ってまいりましたが、その場合、法定耐用年数を超過した管路があくまで対象となることから、地域災害拠点病院や基幹病院など、耐震化を優先して実施するべき施設への耐震化が遅れてしまう可能性がございました。

本年1月には、下水道事業と一体的に耐震化を進めるべく、小樽市上下水道耐震化計画を策定したこともございまして、法定耐用年数に達していない管路の耐震化を促進する必要性が高まっていると判断いたしまして、本年度より管路の継手に耐震性能を持つ金具を設置し、耐震管路とする工事を試験的に実施し、耐震適合率上昇に向け、取組を進めております。

○面野委員

その継手の金具なのですけれども、先ほど、これから残りの6キロメートルぐらいの更新には現状の労務単価で算出した場合は13億円ぐらいかかると御説明いただいたのですが、例えば継手の金具の工事というか、手法を取り入れた場合は結構工事費というか、費用は圧縮されるものなのか、具合はいかがですか。

○（水道）水道事業課長

実は、今年から金具を設置する取組の工事を試験的に行っているものですから、委員が言われます費用対効果ですとか、通常の更新、全てをリニューアルして管路を行うことに対して、どういった効果が得られるのかといったことは、今年、工事が完了した後に検証する予定でおります。

○面野委員

それでは、時間が経過した後、その辺の効果や検証についても伺ってきたいと思います。

今回、No. 8、③災害に強い水道の構築はD評価ではなく、若干遅れ気味であるというC評価なので、計画期間内に目標が達成されると理解いたしますけれども、その認識でよろしいでしょうか。

○（水道）水道事業課長

現在のところは達成できるものと考えております。

○面野委員

次に、さらにその先の話で、いわゆる第3次小樽市上下水道ビジョンになるのかもしれませんが、今回の目標値9.6キロメートル以外に、耐震化が必要な水道管路という、要は第3次に載せられるような、こういった耐震化が必要な管路はまだあるものなのか。先ほど、白濱委員の質問にもあったのかと思うのですが、お聞かせください。

○（水道）水道事業課長

小樽市水道耐震化計画では約174キロメートルの管を対象とし、管路の耐震化を実施する計画となっております。

て、令和6年度末現在、約54キロメートルの耐震化が完了しておりますが、まだ取組を進めていかなければならない管路は数多く存在しておりまして、第2次小樽市上下水道ビジョンで位置づけられている管路以外にも耐震化が必要な管路は数多く存在するものでございます。

○面野委員

174キロメートルが必要なうち54キロメートルだけ、令和6年度末までに120キロメートル、まだ6割ぐらい、3分の2ぐらいが残っているということで、まだ先がありますし、まだ更新費用がかかるのかということですが、

先ほど、今遅れている原因の一つに労務単価の高騰、資材費の高騰、入札不調も一部はあるということだったのですが、多分、今、物価スライドですとか経済指標みたいなものを確認すると、まだ資材費といったものが高止まりしているのか、まだ上がるのかということもあるのですが、財源も含めてなのですが、やはり先送りした分、もっと高くなってしまわないかという懸念もありますし、その辺は、やはり財源とのバランスを取って計画的に進めていただきたいと思っております。

次に、その財源にも直結してくると思うのですが、No. 21、①わかりやすい料金体系の研究についてお伺いしていきたいと思っております。

まず、この実現方策のテーマとして、「わかりやすい」と表現されているのですが、この水道料金の分かりやすさはどのようなイメージなのか。また、現状の水道料金がどのような課題であるのかも含めて説明をお願いいたします。

○（水道）総務課長

分かりやすさのイメージとしては、固定的な経費を基本料金として設定し、そのほかに使った水量分だけ支払うような料金体系が一番分かりやすい体系であると考えております。

また、現状の水道料金の課題としましては、水道料金、下水道使用料における基本水量が2か月で20立方メートルとなっておりますが、基本水量に満たない利用者があることや、基本料金は使用した水量にかかわらず、事業を運営するために必要な固定経費の一部を負担していただくものですが、使用していない分の料金等まで支払っているという意見もございますので、これらの点が課題になっていると認識しております。

○面野委員

それでは、第2次小樽市上下水道ビジョンには料金改定という文言も入っておりますけれども、最近、報道で見て驚いたのは、北見市では水道料金の値上げが提案されておりまして、今、関心が高まっているところだと感じております。北見市では、上下水道審議会が審議を行い、値上げが適当だとして月額9,000円を超える道内主要都市の中で一番高額な水道料金がこれから実現するかもしれないという内容の報道でございました。

仮に小樽市がこの料金改定を行うとなった際に、こういった審議会は組織されているのか、お聞かせください。

○（水道）総務課長

小樽市水道料金等審議会があります。

○面野委員

次に、現在の料金体系はいつから始まっているのか。そして、現在の料金体系の改定前と比較して、どのような変更点があったのか、御説明をお願いいたします。

○（水道）総務課長

消費税のみによる改定以外でお答えさせていただきますが、現在の料金設定になったのは、水道料金では平成8年度に改正されまして、変更点は料金が増額になったことだけになります。

また、下水道使用料は平成9年度に改定され、水道料金と同様に、変更点は料金が増額になったことだけになります。

○面野委員

30年近くこの料金を継続しているということだったのですけれども、現在は固定費として基本料金、基本水量があって、従量制として20立方メートルを超える超過料金という今日の料金体系は、どのような根拠の基、当時設定されていたのか、お聞かせください。

○（水道）総務課長

基本水量制は、一般的には公衆衛生の向上などの観点から、全ての使用者に対して最低制限の生活用水を平等に確保することから、多くの自治体で採用されている制度となっております。

○面野委員

それでは、こちら表の今後の方向性ということで基本水量・基本料金の見直しについては、今後も人口減少による減収、人件費や労務単価等の上昇による維持管理費の増加が予想されるため、補助金等に関する国の動向を確認しながら情報収集に努め、慎重に判断していくことと示されております。これは、将来的な収支の見直しについては収入が減る、そして支出が増えることを示唆するものだと捉えられます。

一方で、第2次小樽市上下水道ビジョンでは、水道料金、下水道使用料における基本水量は1か月10立方メートルとなっているが、近年、基本水量に満たない利用者が増えており、現在の料金体系に対し不満の声も寄せられていると。こちらの意見を基に料金体系の方向性を検討するとすれば、基本水量以下の使用者は、水道料金が減るかもしれない。なので、全体で見れば、その減収分をどこかで補填しなければ、現状よりも厳しい収支となってしまうことが推測されます。

まず、基本水量に満たない利用者は何世帯なのかは把握されているのか。また、把握できていれば、利用者数、利用者世帯の全体の何%程度なのか、お示してください。

○（水道）業務課長

基本水量に満たない世帯数についてですが、まず、該当世帯の抽出条件からお知らせさせていただきます。

夏場は使用水量が増加する傾向にありますので、基本水量未満の世帯が減少すること、また、冬場は積雪により、水道メーターの検針を行うことができなくなるため、昨年度の積雪前となる令和6年10月と11月の使用水量でお知らせさせていただきます。

家事用の基本水量未満の件数は、令和6年10月、11月を合わせて2万2,051件となっており、家事用全体に占める割合は46.8%となっております。

○面野委員

約46%ということで、結構半数近くは満たない世帯ということですよ。

この第2次小樽市上下水道ビジョンの中で示されている意見で、基本水量に満たない利用者からは、現在の料金体系に不満の声が寄せられていると説明がありますが、こういった意見というのは、どのような媒体を通して、どれほどの声が寄せられているのか、お聞かせください。

○（水道）総務課長

第2次小樽市上下水道ビジョンを策定する際にアンケートを実施しており、その中でも料金に対する御意見がございました。

直近では、令和7年に市長への手紙により、料金体系の改善要望があり、使用量によって金額に差を設けてほしいという内容でした。

○面野委員

私も議会議論の中でこういった声をよく聞いておりますし、そういうものなのかとは思っておりますけれども、私の調査不足という点もあるかもしれないのですが、料金体系の話というのは私の耳にあまり入ってこなくて、むしろ水質の管理ですとか、設備の管理を徹底して安心して利用できる水を提供してほしいという声を多く耳にするので

す。ただ、今御説明があったように、アンケートでも調査をされていて、さらには市長への手紙でも寄せられていると。

私も、他自治体でもこういった事例があるのかを調べてみますと、やはり基本水量に満たない方は不公平感が生じたり、あと、基本水量内なら使い放題だからということで、節水の意識が欠如されたりという懸念もありますと。

ただ、一方で、水道事業の持続可能性に焦点を当ててみると、一定の水準までは利用者が公平に負担するべきだという二分というか、どちらに重きを置くかということで、やはり他自治体でもこういう議論が巻き起こっていることは、理解しているところです。

先ほど、基本水量に満たない世帯数をお聞きしたのですけれども、今度は家事用、1軒当たりの使用量の平均値と、中央値といったものを算出できるデータはありますか。

○（水道）業務課長

先ほど申し上げた条件で抽出して計算した結果になりますが、使用量の平均値は24立方メートル、中央値は21立方メートルという計算結果になっております。

○面野委員

いろいろなデータの角度から見てみると、本当に妥当性がどこなのかという線引きが結構難しいというデータになってくると思います。

次に、収入について伺いたいと思うのですが、人口減に起因する減収があるものの、観光客の入込客数増加に伴う事業系の収入は増加傾向にあるとも聞きます。

コロナ禍を除く近年の収入状況について御説明いただき、今後どのように収入が推移していくと見通されているのか、御見解をお示してください。

○（水道）業務課長

コロナ禍以降の状況ということですので、令和4年度末、令和5年度末の状況でお答えいたします。

令和4年度末の水道料金では、給水収益全体で23億4,242万6,498円となっており、これは前年度末と比較しますと221万9,323円の増となります。また、令和5年度末になりますと、給水収益全体では23億3,201万9,577円で、これは令和4年度末と比較しますと1,040万6,921円の減となっております。

また、下水道使用量につきましては、令和4年度末において19億3,603万2,287円となっており、これは前年度末と比較しますと705万6,425円の減となっております。令和5年度末に移りますと、19億5,931万5,856円で、令和4年度末との比較では2,328万3,569円の増となっております。

今後の収入の見通しということですが、給水収益、下水道使用料、どちらも家事用につきましては委員がおっしゃっていたとおり、人口減少に伴って、年に一、二%の減少傾向が続くものと見込まれます。

また、事業用につきましては、来年度以降、新たなホテルの開業などのお話もありますが事業所の撤退などの影響もありまして、給水収益全体で若干増加となる年はありますが、数年は同程度の収益が続くものと見込まれます。

○面野委員

今、令和4年度、令和5年度の決算ベースでの事業収益を伺いましたが、一般的に考えると、上水道の収益が上がると下水道も上がるのかと思ったら、意外とそうでもなかったもので、リアルタイムで、どう分析していいかというので少し戸惑っているのですが、また改めていろいろな指標を見比べながら、この件については私も調べてみたいと思います。

やはり人口減で減益する分を業務用で賄えるかという、そこも不確定要素というか、ホテルが建ったから推移としては横ばいだけでも、今後どうなるか分からないということで、なかなか今後の予測は安易ではない、安心できる予測ではないのかという印象を受けました。

今ほど伺ったように、観光客の増加によって飲食店や宿泊施設の稼働も比例して増えることとなって、それにリ

ンクして水道の使用量も増加すると考えられます。

ただ、使用量のほかに効率的な上水道の供給によってロスを軽減する方法などは検討されていますか。

○（水道）水道事業課長

効率的な上水道の供給の検討でございますが、施設の更新の際は、安易に既設の設置規模による更新ではなくて、可能な限りスペックダウンを意識した設計とするとともに、管路の更新の際にも、設計の際に口径のダウンサイジングの検討を行っておりまして、結果、より効率的な供給につながっているものと考えております。

○面野委員

次に、更新費用についても伺っていききたいと思います。これから施設や管路など老朽化していく設備に必要な費用というのは減っていくものなのか横ばいなのか、または増えていくものなのか、大まかな見込みは積算していますか。

○（水道）水道事業課長

こちらにつきましては、上下水道とも同様の傾向となっておりますので、上水道についてお答えさせていただきます。

上水道は、今後50年までの更新費用について総額645億円と見込んでおります。設備の耐用年数によりまして、更新時期は様々で、年度により費用の開きが激しいことから、施設の適切な維持管理、延命化に取り組むことで、事業費の平準化を図り、年間約13億円の事業費で今後も更新を実施してまいりたいと考えております。

○面野委員

まず、50年先の総額を算出して、そこから年で割り返すと、大体13億円で平準化して見込みを出しているということでした。先ほども申し上げているのですが、やはり労務単価や資材費が上がったり、あとは別の市の事業でもお話ししたことがあるのですが、金利も上がって、結局は償還額の総額が物すごく上がってしまうことも今後、予想されるという中で、現時点で見通せる範囲で計画を立てていかないというのは、十分に承知しているのです。

ただ、そういった不確定要素があることに対しては、局内ではどういったような話合いというか考え方をされているのか、多分、皆さん、計画どおりにはいかないというのは薄々気づいていたりするのかが思うのですが、そういったことは何か協議や話合いをされていたりはあったりするのですか。

○（水道）水道事業課長

先ほど、私が答弁させていただきました第2次小樽市上下水道ビジョンに載っています総額645億円の更新費用のお話につきましては、今の上昇度に合致しているかどうかといいますと疑問な面はあるとしても、一応は将来的な値上がりにある程度想定している金額になっております。その金額の総額を年間の平準化といいますか、同じような金額で凸凹をなくすような計画で行うという形で、将来的には見込んでいるという形にはなります。

○面野委員

すごく基本的な質問になってしまうのですが、年間13億円ぐらいは、設備に対する投資というか、費用がかかってくると。

この更新費用は、どのような財源を基に充当すべきだといたしますか。

○（水道）水道事業課長

財源につきましては、企業債と国からの交付金を充当することになると考えております。

○面野委員

それでは、少し視点を変えまして、新たな取組や業務の効率化について伺っていききたいと思います。

まず、本市の上下水事業において、民間委託している業務について御説明いただきたいのと、加えて水質管理業務に関しては、民間委託をする検討したことがあるのか、お伺いしたいと思います。

○（水道）総務課長

民間委託している業務ということで、主な委託業務を挙げますと、上下水道使用等に係る各種届出の受付や、料金収納の窓口業務と水道メーターの検針業務などの水道料金等徴収業務委託と豊倉浄水場、天神浄水場、銭函浄水場の機能保全や安全管理の確保の運転などの浄水場施設運転管理業務、また、運転操作監視や保守点検などを行う下水終末処理場及びポンプ場施設維持管理業務があります。

また、もう一つの御質問の水質管理業務に関しての委託を検討したことがあるかについては、検討したことはございません。

○面野委員

次に、工事における余裕期間制度、フレックス方式と呼ばれていると思うのですが、札幌市水道局で制度を導入していると聞いていますけれども、このフレックス方式に関する一般的な内容をお聞かせください。

○（水道）水道事業課長

この制度は、一般的には通常の工事におきまして、発注者が工期設定を行い、契約を締結するものでございますが、フレックス方式では、発注者側があらかじめ余裕期間と通常工期を合わせた期間で全体工期を設定しまして、入札後、請負者が工事の開始日と全体工期内の周期を設定する内容となっております。

この制度の特徴といたしましては、全体工期内のうち、必要な技術者の配置義務がある期間は、請負業者が設定した工期内でよいこととなっておりますので、同一業者が複数の工事を請け負うことも可能となっております。

○面野委員

今、御説明いただいたフレックス方式のメリットをどのように捉えていらっしゃるのかということと、このフレックス方式は小樽市で導入に関する協議などを行ったことがあるか、この2点をお聞かせください。

○（水道）水道事業課長

フレックス方式のメリットについてでございますが、本制度においては受注時から工事開始日までの期間、技術者配置が義務付けられていないことから、請負者が、発注者側が設定した全体工期内で工事の開始日を決められることにより、仮に受注段階で配置する技術者がいない場合でも、工事の開始前の調整により受注が可能となり、より多くの業者が少ない技術者でも受注する機会が得られる可能性があることが最大のメリットであると考えられます。

それと、小樽市でのフレックス方式の協議状況については把握しておりませんが、水道局内での協議状況といたしましては、発注担当部署においては、過去に制度の内容の活用に向けて協議を行った経過はございます。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

共産党に移します。

○高野委員

◎小樽市観光開発計画について（都市計画関係）

まず、小樽市観光開発計画について伺いたいと思います。

6月、7月の市長の記者会見で、市長は天狗山、祝津の観光開発計画の策定について、リゾート開発を意識して議論を進めたいと、年度内には何とか計画を作成したい旨の発言し、その後9月に各会派にも小樽市観光開発についての話がありました。

この天狗山や祝津地区は市街化調整区域になっていると思いますけれども、まず、市街化調整区域はどのような区域のことを言うのか、御説明願います。

○（建設）松山主幹

市街化調整区域につきましては、都市郊外への無秩序な市街地の拡散を防ぐため、市街化を抑制すべき区域として都市計画法で定義されております。

○高野委員

都市計画法で定められ、森林など資源環境を守るために開発や建築を制限している区域なのかと思うのです。

やはりその区域に開発行為を行っていくというのはよくないことではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○（建設）松山主幹

市街化調整区域内におきましては、公益上必要な小学校や診療所といった建築物や観光資源の有効利用上必要となる建築物の建築などに係る開発行為につきましては、都市計画法で一定程度認められております。

○高野委員

都市計画法の中で、観光資源に係る開発許可について、北海道と協議して、観光資源として条件は満たすということなのだと思いますけれども、都市計画法でいう観光資源は何を指すのでしょうか。

○（建設）松山主幹

この観光資源につきましては、観光入込客数等から客観的に判断される史跡や名勝、文化財、温泉、景勝地などを指してございます。

○高野委員

今、行おうとしている計画では、特定の事業者が有利になるような開発となることはないのでしょうか。

○（建設）松山主幹

現在検討している観光開発計画は、観光資源を生かすことを目的にしたものであり、特定の事業者が有利になるような目的で考えているものではございません。

○高野委員

これまで、小樽市のまちをどうするかということで、小樽市立地適正化計画なり、いろいろ議論してきました。エリア外をするときなども小樽市都市計画審議会の議論をされていたと思います。

先日の新聞報道では、後志管内の基準、地価の記事が掲載されていましたが、やはりホテルの建設などが進めば、地価の変動にもつながっていくことになり、まちづくりにも影響が出てくる問題でもあるかと思うので、市民の意見を聞く必要があるのではないかと思います。

小樽市観光開発計画については、今後、小樽市都市計画審議会に諮られる予定はあるのでしょうか。

○（建設）都市計画課長

小樽市都市計画審議会は、小樽市都市計画について審議または協議等を行うこととされておりまして、今回御質問の小樽市観光開発計画につきましては、都市計画決定や変更を行うような案件ではないことから、諮問や協議には該当しないものであります。

しかしながら、今回の小樽市観光開発計画につきましては、小樽市都市計画審議会に報告すべき案件として、審議会へ報告しまして、審議会からの御意見を伺ってまいりたいと考えてございます。

○高野委員

御意見を伺っていくということでしたけれども、市民に対しては、何か意見を拾うようなことを行ったりするのでしょうか。

○（建設）松山主幹

現時点におきましては、パブリックコメントを実施する考えであります。

○高野委員

パブリックコメントということでしたけれども、いつ頃やる予定なのでしょうか。

○（建設）松山主幹

現時点では令和8年1月あたりを予定しております。

○高野委員

第二のニセコ町にしようとしているという報道もありましたけれども、ニセコ町にお住まいの方からは、開発が進んだということで住民の不安が出ているという声も実際に聞いています。

市街化調整区域というのは、やはり開発を抑制すべき地域として定めているという経過もありますし、観光資源になるとして、開発する側の一方的な思惑によって、住民が望まない開発が進んでいくという懸念があるのではないかと思いますので、どうなのでしょう。

○（建設）松山主幹

都市計画法で認められた市街化調整区域の開発行為につきましては、周辺環境との調和や観光資源の活用に限定されるよう、必要最小限のエリア設定や建築可能な用途を限定するものでありますので、開発者が自由に開発を行うことができるものではございません。

○高野委員

今、必要最低限というか、狭めてということでお話があったのですが、やはり一度開発してしまったら元に戻らないということになりますし、今まで見えていた景色が変わってしまうということがあれば、小樽市のすばらしい景観を損なうことにもなると思いますので、私は、今後の開発については慎重にしていかなければいけないと思います。

◎市営住宅について

次に、市営住宅について伺いたいと思います。

代表質問でも市営住宅について伺いましたけれども、改めていろいろとお聞きしたいと思います。

高齢者の住宅問題で、高齢者が入居可能な住宅について相談できる窓口について伺いました。

有料老人ホームなど、地域包括支援センターで相談を受けているということでしたけれども、これまで地域包括支援センターから市営住宅に関する相談が入ることはあったのでしょうか。

○（建設）千葉主幹

地域包括支援センターから、高齢者の市営住宅の入居に関する相談が入っております。

○高野委員

入ったことがあるということだったので、そういった場合は、市営住宅の応募ができたりするように、どう申請書を書けばいいのかといったアドバイスのことはされているのでしょうか。

○（建設）千葉主幹

地域包括支援センターから相談があった場合、市営住宅の入居に関する相談が多いのですが、応募に関する申込みの要件、申込みに必要なことについて説明を行うなど、応募に向けたアドバイスなどを行っております。

○高野委員

アドバイス等もしっかりしているということで安心しました。

小樽市内の市営住宅は築年数が古い建物も多く、エレベーターを設置されていないという状況も見受けられます。一番古い市営住宅は築何年になるのでしょうか。

○（建設）千葉主幹

小樽市内の市営住宅の築年数が一番古い建物につきましては、昭和36年度の建築になります。そのため、築64年になります。

○高野委員

築64年ということで、かなり建物が古くなっているのかと思うのですが、市内の公営住宅の耐用年数は何年になるのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

現在、本市には簡易耐火構造であるコンクリートブロック造の住宅と耐火構造である鉄筋コンクリート造の住宅がありますが、これらの耐用年数につきましては、公営住宅法により、簡易耐火構造の平家建てで30年、簡易耐火構造の2階建てで45年、耐火構造で70年とされております。

○高野委員

いろいろと見ますと、築40年以上経過している市営住宅も多くなっています。

平成に建てられている市営住宅はエレベーターがついているのですが、特に昭和に建設されている市営住宅は5階までである高層階にもかかわらず、エレベーターが設置されていない市営住宅が多いように感じます。

市営住宅の3階建て以上の棟でエレベーターが設置されていない棟は何棟になるのでしょうか。

○（建設）千葉主幹

市営住宅の3階以上の棟で、エレベーターが設置されていないのは67棟になります。

○高野委員

それでは、3階以上の市営住宅の全戸数は、何戸あるのでしょうか。

○（建設）千葉主幹

3階以上の市営住宅の全戸数については、今年5月末で入居者が移転となりました稲穂改良住宅を除いた戸数であります。2,844戸になります。

○高野委員

そのうち、エレベーターが設置されている戸数は何戸あって、何%ぐらいになるのでしょうか。

○（建設）千葉主幹

エレベーターが設置されている戸数については869戸で、約31%になります。

○高野委員

約31%ということで、まだ本当に少ない状況だと感じます。

市営住宅の多くが古い建物となっていますので、その分、本当にこうしてほしいといった市営住宅の入居者からの要望なども比例して大きくなっているのではないかと思います。現状では、こうした古い市営住宅が増えている状況もあって、市民ニーズに応えられるような市営住宅は少ないと思います。

建て替えをすることで、入居者からの要望など解決できる部分が増えるのではないかと思います。見解をお聞かせください。

○（建設）千葉主幹

市営住宅を建て替えることで、入居者の要望などを解決できる部分が増えることにつきましては、エレベーターの設置やバリアフリー化が行われるなど、市民ニーズに応えられることになるものと考えております。

○高野委員

車椅子生活に対応した住宅についてもお聞きしたいと思います。

まず、市営住宅の管理戸数は全部で何戸になりますか。また、車椅子生活に対応した住宅は何戸になるのでしょうか。

○（建設）千葉主幹

まず、市営住宅の管理戸数については、稲穂改良住宅を除いた戸数では3,022戸になります。そして、車椅子生活に対応した住宅については14戸になります。

○高野委員

小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画に掲載されている入居者意向アンケートでは、車椅子を「使用している」、「できれば使用したい」との回答が合わせて4.8%となっています。

先ほど、全体の管理戸数も聞きましたけれども、それを見ても、やはり14戸では車椅子生活に対応した住宅は少ないように感じるのですが、今後、車椅子生活に対応した住宅を増やすことは考えているのでしょうか。

○（建設）千葉主幹

車椅子生活に対応した住宅は14戸ありますが、入居戸数が8戸の状況になっております。

令和7年2月から、勝納住宅と手宮公園住宅で合わせて3戸の募集を行っておりますが、応募がない状況でありますので、現段階では車椅子生活に対応した住宅については、増やすことは考えておりません。

○高野委員

私は、いろいろな観点で考えたほうがいいのかと思います。

次に、1階、2階の低層階の空き住戸を積極的に修繕し、低層階の空き住戸をなくす考えについても伺っていきましました。答弁では、エレベーターが設置されていない中層住宅の空き住戸については応募が期待できるということで、1階、2階は優先的に修繕して募集しているということでした。

令和5年第4回定例会で、空き戸数と修繕戸数について伺ったときには、退去時の傷みが激しい住戸も多く、近年の建築資材高騰により修繕する住宅について、厳選して修繕しているから、修繕戸数も増やすことができないという答弁もありました。

厳選して修繕するというのは、人気がある市営住宅を中心に修繕しているということも聞いているのですが、お金がかかってでも1階、2階は優先的に必ず修繕して入居募集をしているということでもいいのでしょうか。

○（建設）千葉主幹

人気がある住宅や低層階の住戸を優先して修繕しておりますが、低層階の修繕が退去した状況により、対応に時間を要している場合もございます。

○高野委員

時間を要しているということでしたが、1階、2階は積極的に修繕しているということでよいのでしょうか。

○（建設）千葉主幹

今、委員がおっしゃったとおり、1、2階は優先して修繕をかけるようにしております。

○高野委員

これまでも修繕されていないから市営住宅の募集ができない、募集していないから空き住戸が減らないという状況がありました。

令和4年度では、修繕戸数は75戸でしたけれども、その後、修繕戸数は増えている状況なののでしょうか。

○（建設）千葉主幹

退去時修繕に関しましては、その後、令和5年度は68戸、令和6年度は66戸と、修繕戸数については増えていない状況であります。

○高野委員

建築資材の高騰などもあって、修繕にお金がかかってきているというのは十分に分かるのですけれども、やはり修繕戸数を減らすとなれば、空き戸数が増えることになるのではないかと思います。

空き戸数が増えるということは決して望ましいことではないと思うのですが、その考え方は変わってきている

のか、どうでしょうか。

○（建設）千葉主幹

令和5年第4回定例会で答弁している状況については変わっておりません。なるべく効率的な修繕をして、入居できるような住戸を増やしていきたいと考えております。

○高野委員

空き戸数が増えることは望ましくはないと思っていることだったと思うのですが、やはり入居している方にとっても、市営住宅の空き戸数が増加すると、地域のコミュニティーの衰退だったり、空き家による治安の悪化とかが懸念されるなど、デメリットは増えることにもつながるのではないかと思いますので、しっかり修繕費を増やして、空き戸数を減らして、ぜひ市営住宅が必要な方が入居できるようにしていただきたいと思います。

次に、エアコン設置について伺います。

暑さ対策として市営住宅にエアコンを設置したいという申入れが増えていていると聞いています。

直近3年間ぐらいの設置件数についてどうなっているのか、聞きたいと思います。

○（建設）千葉主幹

直近3年間のエアコンの設置の申込件数になりますが、令和4年度で6件、令和5年度で12件、令和6年度で13件、そして今年度、令和7年度8月末現在になりますが17件でございます。

○高野委員

だんだん増えていていると思っているのですけれども、このエアコンはルームエアコンだけではなくて、窓用エアコンなども設置する場合は、申請書は必要なのでしょうか。

○（建設）千葉主幹

窓用エアコン、ウインドエアコンなのですが、設置する場合についても、模様替え申請の提出を求めている状況であります。

○高野委員

模様替えになるということで申請が必要だということでした。

エアコンを設置する場合の手続はどのようにするのか、必要な書類や設置するまでの流れについてお知らせください。

○（建設）千葉主幹

手続と流れなのですが、提出に必要なものについては市営住宅用の模様替え申請書、簡単な設置図面、カタログの写しの提出が必要となっております。

あと、流れでございますが、必要書類を申請していただき、承認後に設置していただくという形になります。

○高野委員

申込みを出して断られるケースはあるのでしょうか。

○（建設）千葉主幹

エアコン設置に関してなのですが、エアコン設置について、躯体に穴を開けない方法でないと許可は出せませんので、設置業者がそのような工法を採るといった場合や、また、室外機をベランダに設置する以外には許可をすることはできないものとなります。

○高野委員

これまで、市営住宅でエアコンを設置したいと言われた方を断ったりしたケースというものはあるのでしょうか。

○（建設）千葉主幹

それ自体はないと伺っています。

○高野委員

模様替えの申請を提出したら、どれぐらいの期間で許可が下りるものなのでしょうか。

○（建設）千葉主幹

模様替え等の申請後の承認につきましては、3日から、土日を含むと7日程度かかる形になっております。

○高野委員

住民から、エアコンを設置しようと思ったが、申請書を出すのが大変だったという声がありました。

先ほどお話があったように、申請書に住宅の図とエアコンのカatalogが必要ということだったのですけれども、住宅の図面については、市のホームページから印刷することができるのですけれども、やはり印刷できる環境がない方にとっては大変だと感じる部分がある気がしますけれども、その辺についてはどのように考えているのでしょうか。

○（建設）千葉主幹

エアコンの設置に係る住宅図面の提出については、模様替えをすることになりますので、一定の書類について必要と考えております。

○高野委員

もちろん書類を出さないといけないというのはそうなのですが、先ほど聞いたら、エアコンの設置件数も年々増加している状況があるので、やはり今後も設置件数が増えることが予想されます。

それで、市営住宅の入居者の年齢も高くなってきていますし、なかなかネットが使えないで困っている方も今後出てくるのかと思いますので、申請書を提出するときに、入居者の方が困ることがないように丁寧に対応していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（建設）千葉主幹

エアコンの設置について、年々増加しているということなのですが、それについては入居者が困らないように丁寧な対応を心がけたいと思っております。

また、手続に関して、市営住宅管理事務所と協議して、申請書類の管理について改善の余地がないかどうかを考えていきたいと思っております。

○高野委員

◎公園の遊具などについて

次に、公園の整備について伺いたいと思います。

市民の満足度が低い部分というところに子供の遊び場や公園があります。

魅力ある公園は、子育て世代だけではなく、地域との交流を図ることができ、公園の整備は必要です。

そこで伺いたいと思うのですが、公園は災害時の避難場所になったり、環境保全や人々の憩いの交流の場にもなっています。

私は、子供の居場所はもちろんなのですが、子供たちだけではなく、年配の方も行きたくなる公園、もっと異世代交流の場として公園の整備を進める必要があるのではないかと思います。今後の公園整備の方向性についてはどのようにお考えでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

今後の公園整備の方向性についてであります。現状を申し上げますと、小樽市公園施設長寿命化計画に基づきまして、遊具の更新を優先的に行っている状況でございます。

○高野委員

小樽市の公園に行きますと、6歳から12歳の子供が遊ぶ遊具をよく目にします。ほかの自治体では、健康遊具が設置されているところもあります。道内では札幌市だとか石狩市、苫小牧市などに軽い運動やストレッチ、筋トレ

など健康維持促進を目的とした健康遊具が設置されています。

市内には、健康遊具が設置されている公園はあるのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

市内で公園遊具が設置されている公園についてであります。5か所の公園に健康遊具が設置されている状況でございます。

○高野委員

5か所あるということでしたけれども、公園の利用が増えれば、地域コミュニティに広がることにもなるのではないかと思いますし、公園といえば、子供が遊ぶ場というイメージだったり、大人が居づらいとか、行きづらいく感じる状況もあるのかと思うのですが、大人も一緒に楽しめたら、もっと公園の利用も増え、健康維持や子供の安全確保ということにもつながるのかと思います。

ぜひ健康遊具の設置を増やすことも検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

健康遊具の設置を増やすことについてであります。遊具の選定に当たりましては、近隣の小学校や公園周辺の町内会にアンケート調査を実施いたしまして、要望が多い遊具を優先して選定しているところであります。

今後、健康遊具の設置要望が多ければ、設置に向けて検討してまいりたいと考えております。

○高野委員

次に、遊具の点検についても伺いたいと思います。過去にはブランコのチェーンのつり金具が破損して子供が転倒したりとか、ブランコの下の地面に隠れている板のくぎが飛び出ていて子供が足を引っかけてけがをするといった事故もありました。

事故の主な原因は老朽化によって起きたと伺っていますけれども、近年、このような公園内での事故はないのかはどうでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

公園内での事故についてであります。過去3年間で申し上げますと、2件ございました。

○高野委員

2件あったということなのですが、どういったような中身、老朽化が原因だったのでしょうか。その辺はどうでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

具体の話を申し上げますと、木製の手すりの一部がささくれのようにめくれ上がったところに手を接触したということが1件と、遊具の滑車の滑りが悪いことに伴うけがが1件ございました。

○高野委員

その後、対策はしっかり取られていると思うのですが、事故が起きた後はどのような対応をしたのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

まず、木製の手すりにつきましては、すぐにささくれのところを解消する作業を行いました。もう一つ、遊具の滑車のものにつきましては、まず、使用停止をかけ立入禁止の措置を取りまして、その後、専門業者で補修を行っております。

○高野委員

対応いただいたということなのですが、市のホームページを見ますと、更新した遊具が掲載されています。

近年ではいろいろな資材も高騰している状況があるのですが、遅れることなく、計画的に遊具の更新はされている状況なのか、いかがでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

遊具の更新状況についてであります。国からの交付金を財源として更新工事を行っておりますが、数年前から交付金が要望枠どおり配分されていないことから、予定どおり更新が進められていない状況でございます。

○高野委員

予定どおり来ていないという状況なのですけれども、それに対して、国に財源確保のための要望というのはしっかりされているということによろしいでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

国に対しましては、交付金の適切な配分につきまして要望しているところでございます。

○高野委員

その更新の遊具は、どのように決められているのかが気になっていました。以前あった遊具がなくなったり、全く別の遊具が設置されていることもあるのですが、先ほど、近隣住民だったり、学校でもアンケートを取ったりして決めているということだったのですけれども、以前あった遊具がなくなって子供が遊べなくなってしまったという話を住民から聞くこともあったので、アンケートに近隣住民の意見がきちんと反映されているのかが気になりました。

以前、旧色内小学校跡地の広場整備で、どういう遊具を望むかということで住民アンケートを取っていただきましたけれども、そのアンケートを見ると、質問の中身が滑り台とか、ジャングルジムとか、全て子供が遊べる遊具が中心だったという感じがするのです。そうした中に、やはり大人が利用できる遊具を掲載したり、自由欄とか、そういうこともしっかり入れて、公園付近にいる住民の方が一番利用すると思いますので、近隣住民に親しみやすい公園となるように、アンケート内容も工夫しながら、今後、遊具の更新をしていただきたいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

更新をする遊具につきましては、先ほど申し上げたとおり、アンケート調査を実施して行っております。その中で、委員のおっしゃるとおり、アンケート内容の工夫につきましては今後、例えば今おっしゃった健康遊具の写真を載せたりなど、アンケートの記載内容につきましては検討してまいりたいと考えております。

○高野委員

◎北海道新幹線札幌延伸開業の遅れに伴うアクションプラン等の取組スケジュールの変更について

新幹線の開業に伴うアクションプラン等の取組スケジュール変更は、以前、新小樽（仮称）駅利用促進戦略の中で示していた乗降客数の目標も見直しをするということなのではないでしょうか。

あとは、今後の予定の中で、新駅周辺の魅力を高める土地利用活用のあり方に関する可能性を含めた検討を行うということというのは、これまで示してきたアクションプランの中身の内容なのか、それとも全く新しく別のものを考えているということなのか、その辺はどうなのでしょう。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室楯主幹

まず、新小樽（仮称）駅利用促進戦略の中で示している利用者数の見直しの部分を御質問いただきましたが、今後の社会情勢の変化という部分もございませう。そういった部分の検証を含めて、第2段階での取組内容の見直しの際に、その部分も含めて検討していく必要があるとは考えているところでございませう。

もう1点、土地利用のお話でしたが、これまでもアクションプランに新駅周辺の魅力づくりという項目がございませう。その中で、今回、新幹線の開業に伴いまして、新幹線の開業・完成の遅れにより生じる時間を活用するということで、そういった部分に着目しまして、こちらについてもより深い検討を行うということで考えているところでございませう。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後4時44分

再開 午後5時00分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○高野委員

日本共産党を代表して、議案は全て賛成し可決、陳情第4号住みよい朝里地域するための陳情方について、陳情第10号市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）の陳情方についても、これまで述べてきたとおり、採択を求め、討論を行います。

陳情第4号住みよい朝里地域にするための陳情方についてです。これまで述べてきたとおり、歩行者等の事故防止のためにも安全対策を考える必要があります。

陳情第10号市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）陳情方についてですが、今回、令和7年度除排雪計画（案）の説明の中で、貸出ダンプ制度の運用が一部変更となり、今後、貸出ダンプ制度の利用がしやすくなることが期待されますが、陳情者からは交通障害の心配も挙げられているので、今後の状況を見ながら、何らかの対応については考える必要があると考えます。

以上、各会派の賛同をお願いして、討論といたします。

○委員長

以上をもって、討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第4号及び陳情第10号について、一括採決いたします。

陳情はいずれも継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

（賛成委員起立）

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。